

十九世紀ドイツの自然法論と「社会」の発見

木村周市朗

一 開題

十九世紀のドイツは、近代産業社会と国民国家の形成期であると同時に、法思想史上では、一般に歴史法学派の形成・支配によつて、自然法論が衰退して実定法至上主義としての法実証主義が確立するに至つた時代として理解されている。したがつて、デーセルム・クリツペルが、「十九世紀ドイツの自然法論と政治学」（一九九三年）と題するエッセイで、十九世紀を一般に「自然法思想を克服した時代」とみなす通念に反して掲げた「十九世紀の自然法論」という主題自体の意味をまず説きおこしたように、それはドイツにおいてもまだ例外的で斬新な視角であつたといふべきであろう。かれは、法学の中で「社会的・経済的諸変化を認識し議論する」ことを可能にした「討論の場」として自然法論が機能した点に光を当てて、実定法（学）と、十九世紀を通じて変貌を遂げ

十九世紀ドイツの自然法論と「社会」の発見

現実社会とのあいだをつなぐ「結節部」としての自然法論の意義を強調したのである。⁽¹⁾ いかえれば、そこから浮かび上がるのは、近代社会の抽象的法規範として発展しつつあった実定法学は、私人間関係の形式主義のもつ普遍性を示しつつ、現実社会の深刻な諸変化を十分に認識することができなかつたという、否定しがたい側面である。

十八世紀後半以降の国民的文化意識の醸成を背景に、実定法秩序の可変性を主張することによって法学における歴史主義に先鞭をつけたのはグスタフ・フーゴ(Gustav Hugo, 1764-1844)であったが、かれは同時に、自然法の規範としての意義を否認して、自然法を「実定法の哲学」⁽²⁾(一七九八年)と呼び換えた点でも、時代を先取りしていた。まもなく十九世紀前半には、「自然法論」と「法哲学」とはほぼ同義となり、その二世紀半ばの革命期以降は哲学自体が危険視されて、国家の圧迫のもとで政治性を喪失し、さらには法哲学や自然法論は次第に倫理学の一部とみなされて法学から排除されてゆく。⁽³⁾ そしてミヒャエル・シュトライスの総括にしたがえば、「十九世紀後半の法学の実証主義化・科学化・脱政治化という趨勢」のなかで、自然法(論)の価値は「方法的に失墜」し、とりわけヘーゲル流の観念論の諸体系は「破綻した」とみなされ、「実際のなもの」をまさに渴望する、あの反哲学的な時代風潮⁽⁴⁾のもとで、十九世紀末には「法哲学のほとんどカオス的な状態」と表される事態へと至るのである。⁽⁴⁾

歴史主義の台頭とその制度化(当面の文脈では歴史法学派の確立)を転軸機として進行した、こうした法実証主義の優位化と自然法論の衰微・没落とは、たしかにドイツの産業社会化と国民国家の漸次的形成とに即応した、私的自治の原理にもとづく、形式主義化≡脱政治化としての学問の近代化の、まぎれもないコンシステント

な表象であった。しかし同時に、文献史的・制度史的にはつぎの点も留意されねばならない。すなわち、この基本動向の背後で、実際には、最初の三分の一世紀では、カントの理性法論の強い影響下に、初期立憲主義的・法治国家論的指向性を顕著に含んだ自然法論の満開と呼ばれてよい出版状況が出現していたし、それ以降も、十九世紀末に至るまで、ドイツの大学では自然法論の講義が続けられていた。自然法論の著作も、しばしば「法哲学」の名称で出版されつづけ、十九世紀の百年間でそれらの文献数は約三百点にのぼるとの指摘もある。⁽⁵⁾

歴史法学派の開祖サヴィニー (Friedrich Carl von Savigny, 1779-1861) が、カントの法形式論における自由意志主体による権利体系を發展させ、抽象的人格にもとづく私法体系を構想することによって、法実証主義の時代への扉を開いたことは、ドイツにおける近代主義の継承関係が矛盾なく巨大な潮流を生みだしたことを表していた。ことにサヴィニーの体系の目的は、実定的秩序のさまざまな具体的内容を度外視するための抽象化にあった。抽象的人格の意思表示としての「法律行為」というかれの視座は、法学全体を法史と見るフーゴの歴史的観点を継承しつつ、法学にとつての一般的課題の追究という意味での「哲学的方法」への自覚の中で形成されたものであったこと、この点は、近代私法学形成期の複雑な重層構造として、われわれに深い留意を迫るものである。⁽⁶⁾ しかもそのうえで、「法律行為」論自体は、その抽象性・形式性のゆえに近代原理としての私的自治の全面的展開を可能にし、国家の行為をも私法の論理で説明する汎用性をすでに示唆しつつ、それまでの伝統的な質料倫理的・目的論的な秩序としての「政治社会」に代わる、経済的・貨幣的な社会、したがって方法的個人主義で叙述される社会としての近代市民社会の法的論理となりえたのである。

しかし、十九世紀法思想における主流としてのこの抽象的近代原理 (法実証主義) は、その物権≡所有権と

債権とに依拠した私的自治の形式的論理のゆえに、近代市民社会の産業社会としての現実がひきおこす諸矛盾に對しては、有効に對応しえなかつたといわねばならない。私的自治をドイツで初めて原理的に確立したカント(Immanuel Kant, 1724-1804)の法形式論は、目的論的経験界(質料=実体世界)を超越したところに成立していたから、万人の自由の共存という実践理性原理を無条件的・定言命法的に要請するものではあつても、現実の生活世界の具体的な諸問題については、積極的に論じる方法を原理的に持ちえなかつた。たしかに、第一批判(一七八一年)で、哲学の使命を「人間理性の目的論(teleologia rationis humane)と認識論的に規定し、『人倫の形而上学の基礎づけ』(一七八五年)で「理、性、的、存、在、者、が、目、的、自、体、と、し、て、現、存、す、る」⁽⁸⁾と述べた、その形而上学における究極根拠は、第三批判書『判断力批判』(一七九〇年)では、自己完成をめざして努力する人間の目的論的本質として「自己陶冶 Kultur」の語でいつそうポジティブに表現され、さらに「反省的判断力」のはたらきが「自然の合目的性」として語られもするのだが、それにもかかわらず、それらすべても、義務論としての強い規範性(道德性)に立脚しながら、なお認識能力の限界への自覚という批判哲学の根本柱に踏みとどまり、独断論に陥らないためのぎりぎりの自制の論理を構築しようとした苦闘の軌跡であつたといふべきである⁽⁹⁾。カントにおける私的自治の形式原理は、そうした厳しい自律の原理として成立したのであつて、それゆえにこそ、それとは別様に厳しい現実の生活世界に対する近代原理の接近方法と態度表明という重い課題が、「カント後」の問題として残されたのである⁽¹⁰⁾。

カントの死後に進行し顕在化した、人間のアトム化と所有の不均衡とを核心とするさまざまな近代的諸矛盾は、人々に諸個人の「生」の意味と目的、それを達成するための生活諸団体や国家すなわち各種共同体の役割に

対する自覚をあらためてうながし、本来あるべき社会（人間関係）にかんする多様なヴィジョンを出現させる。すでに「死滅」したかにみえた自然法論が、実定法の哲学的基礎づけとして、十九世紀を通じて当為＝目的論の諸体系を、すぐれて社会改良主義的な実践諸志向を内包・発露しつつ産出し続けた理由と意義はこの点にあり、クリッペルがこの時代の自然法論の機能を、実定法学と現実社会との「結節部」ととらえたのも、同じ事態を指していたといつてよい。このような自然法論ないし法哲学における目的論的当為の視座は、当然カントの法形式論における内容（実質）の欠落に対する批判を含みえし、「生」の目的を実質的な「善」の実現に求めた限りでは、アリストテレスの実践哲学の伝統に連なっていた。また、その学問史的由来という点では、十八世紀に興隆した「政治的学問」としてのドイツ「国家学」の国家目的論的な諸ディシプリンが、十九世紀自然法論の思想的母胎をなしていたと考えられる。しかし、そうした目的論的当為の視座は、近代社会の諸現実への鋭い批判力を有効に發揮しつつ、同時にその反面では、それらがすでに「カント後」の企てであつたかぎりでは、おのおの信じる「諸善の秩序」という実質への依拠は独断論にはかならないという方法論的批判にさらされるリスクを、つねに負つてもいたのである。

当面の課題は、カント＝サヴィニエ的な形式的近代原理に抗して、人間の敬虔な「使命」論の見地から質料論的・目的論的体系を提示したクラウゼ（Karl Christian Friedrich Krause, 1781-1832）とその弟子アーレンス（Heinrich Ahrens, 1808-1874）の自然法論に光を当てるところである。とくにアーレンスは、各人の「人格」の自由な開展に「善」を見て、この究極目的の見地から法と道徳の一体性を主張し、多様な「生活圏」＝多元的社会における新しい協同的秩序の構成を展望した。この点を文献史的にあとづけることがめざされるが、アーレンスの目的

論的・質料倫理的な「生活圏」論に迫るために、本稿では、ドイツにおける「社会」の発見史とともに貢献した国家学的国法論者モール (Robert von Mohl, 1799-1875) との関係をめぐる迂回路(あるいはモールの眼に映じたアーレンス像)をたどることによって、カント的な法形式論の及びえなかつた公民社会における現実の生活諸関係への視座の醸成という、十九世紀ドイツ自然法論の一つの原風景を、同時代史的に描出することに注力したいと思ふ。

二 アーレンス 「傍流」の先進性

一 第二次世界大戦後まもなく、ヴイーン大学のアルフレート・フェルドロスは、その『ヨーロッパ法哲学史』(一九五八年)において、古代・キリスト教・近世・現代の四区分にもとづく法思想史の大観を示したが、近世の部でカント後の基本動向へと筆を進めた際、二つの節「個人主義的自然法論から共同体の法哲学への転換」(法の歴史性の発見と歴史法学派、フィヒテ、ロマンティック、シェリング、ヘーゲル)、および「法観念論への攻撃」(フォイエルバッハ、マルクス、ニーチエ、法実証主義の浸透)につづけて、「自然法論的な諸傍流 Nebenströmungen」の節を設け、そこではフリース、バーダー、子フィヒテ、トゥレンデレンブルク、シュターのあとに、クラウゼノアーレンス/レーダーを取りあげて、とくにアーレンスにおける人間の「生」の目的論、善の普遍的秩序と、善実現の方法としての道徳と法、客観的な生活諸関係と多様な生活圏の重視など、その骨子を概説している。⁽¹¹⁾ フェルドロスは、その『静態的・動態的自然法』(一九七一年)では、近世の自然法論

を「個人主義的」(ホッブズ、ロック、ルソー、カント)；「社会的」(グロティウス、プーフENDORF、トマー
ジウス、ヴォルフ)；「人格主義的」(アーレンス、ローマ教皇の社会回勅やヨハネス・メスナーに代表される新
トマス主義ないし新スコラ主義)に三区別して、アーレンスの善実現に向けた人間の人格主義的使命論を高く評
価した。いいかえれば、ここではアリストテレス、トマス、プーフENDORF、ヴォルフの系譜上にアーレンス
を位置づけることによって、人間の尊厳と共同体との関係を目的論的に「共通の福祉 Gemeinwohl」の概念でと
らえる新トマス主義的志向に寄せるフェルドロスの期待が示されていたのである。⁽¹²⁾

そうして、この期待感の背景には、存在と当為との二元性にかんして、ヨーロッパ哲学の古代と近代とを対比
するフェルドロスの批判的視野があつたことも、留意されてよいだろう。すなわち、近代哲学は「存在を、一定
の数学的諸関係で理解できる原因と結果の無限の連鎖ととらえるのに対して、古代哲学にとつては、存在は、所
与諸階層からなる階段状の構造をなしており、そこではある階層は他を指示し、それらは全体として一つの宇宙
〔コスモス〕を、つまり一つの意味な秩序を形成している。したがって、この二つの方向性の相違は、つぎの
点に存している。古代哲学は、存在を、客観的な諸目的に従つて秩序づけられているとみなすのに対して、近代
哲学によつて、存在は、互いに因果関係で結びついたたんなる諸量に分解され、それによつて、目的志向性
Zielstrebigkeit ないし目的性 Finalität が自然認識から意識的に排除される。⁽¹³⁾」このような巨視的展望のもとで、か
れは自然と人間の目的志向性という観点が近代においてなお担いうる積極的な意義を語り、そういう見地からア
ーレンスを再評価したのである。

もっとも、自然法(論)の再生は、二十世紀においては、法律実証主義 Gesetzpositivismus への批判という

意味では、周知のように、たとえば裁判官による法創造の意義を説いたカントーロヴィッツの自由法論やヘックの利益法学にその亜種的先駆形態を見いだすことができるし、とくに戦後の旧西ドイツでは、ナチ党支配下の法の機能と法律家の役割とをめぐる深刻な反省的論争を経て、実定法を超える法の存在への確信、あるいは、裁判官の判断はたんに理論理性（合理的論証）だけでなく、「実践理性」の基準や共同体の正義観念に従うことが求められるという認識の開示（連邦憲法裁判所一九七三年二月十四日）と定着といった形で、時代の節目ごとに正義や善への反省的思考装置として繰り返し実質的に自覚されてきたことではある。⁽¹⁴⁾したがって、いま、アーレンスを含むクラウゼ派の自然法論ないし法哲学について語るばあい、たんに実定法主義に対するかれらの批判的先駆性が問題なのではないし、その思想内容の新トマス主義的な解釈を含む現代的評価自体が直接第一義的に重要だと考えるべきでもなく、むしろかれらの人格主義的な実質論＝目的論の体系が、十九世紀に「傍流」としてながら存在し、自己主張をつづけた。たとえばアーレンスは、晩年にも、フランツ・フォン・ホルツェンドルフが編集した『法学百科全書』（一八七〇年）において、総論的序論・ドイツ法の歴史と法源・私法・公法の四部構成の中で、冒頭の法哲学的序論部を担当した⁽¹⁵⁾。という、その特殊な位置価値が、同時代的学問史の中でまず問われるべきであろう。

その点で示唆的と思われるのは、経済学における歴史学派の終末期ともいうべき二十世紀初頭に、同じくヴィーンのオイゲン・フォン・フィリポヴィク (Eugen von Philippovich, 1858-1917) が前世紀のドイツ経済学を回顧して、社会政策的視座こそが経済学を活性化したという論旨を展開し、その社会政策的方向性を決定づけたのは、社会的な「生活諸関係」を先駆的に探究した「法哲学」だったと指摘して、アーレンスとリーダーの諸論点の紹

介・再評価に力を注いでいたことである。フィリポヴィクの視野は、一方に、このアーレンスらの法哲学における（個人でも国家でもない）「社会 Gesellschaft」という新しい共同体観念のポジティブな提起とその政策的含意という側面だけでなく、他方では、人間の経済を、歴史的に形成された場所的・時代的・心理的諸条件の全体のなかで理解すべきだと考える歴史的・倫理的経済観の形成という周知の側面もとらえていたが、これら二種類の新動向出現の背景としてフィリポヴィクが出発点に置いた時代認識は、十九世紀半ばにかけてすでに噴出していた「パウベリスムス」（大衆的窮乏）、それへの労働者の抗議や暴動、社会主義や社会改良の諸運動など、「社会問題」と総称されはじめた一連の新事態に対する講壇経済学（者）の「沈黙」であつた。¹⁶⁾

このようなフィリポヴィクの社会政策的関心は、たんなる歴史学派の延長線上の産物とみなされてよいものではなく、経済学の近代理論の洗礼を受けながら制度論的視野を獲得した次元に立ち、「政治経済学 Politische Ökonomie」（国民経済学）の方法にかんする反育的熟慮と社会改良の実践運動とに根ざしていた。その学問的経歴の出発点は、メンガーとシュモラーの方法論争の開始点に重なり、ヴイーン大学の「法・国家学部」で政治経済学の教授資格を得る（一八八四年）前に、駆け出しの財務官僚としての活動と、ベルリン・ロンドンへの留学を経験し、フライブルクの経済学および財政学の教授時代（一八八五—九三年）には歴史学派の方法と人脈に親しみつつ、経済学方法論とともにバーデンの国家財政問題にも取り組んだ。そのご九三年に着任・継承したヴイーンの講座の先々代はローレンツ・フォン・シュタインであつた。一つの経済政策が、多様な対象に対して相互に異なる諸作用を及ぼすという、現実の経済社会の多元的錯綜性へのまなざしは、フィリポヴィクに経済理論と現実制度との総合化の道を歩ませ、社会改良への強い実践意思を育む。「諸学派を超越し、その学問的関心と

理論的ならびに実践的活動とが多面的であつたことが、フ、イ、リ、ポ、ヴ、イ、クに、かれがドイツの専門学界で占めた唯一独自の地位を与えた⁽¹⁷⁾のである。かれは経済的諸格差の是正のための国家介入を不可欠とみなし、主観主義的経済理論を社会的・法的制度分析と経済史とで補充することを求めるような、「ドイツ歴史学派と経済学のオーストリア学派とのあいだを仲介する位置」⁽¹⁸⁾をめざす方法論的見地に立つて学界を指導した。そして、そのような強固な学問的信念のもとで、政治家としても歴史に名を留めたのであつて、オーストリアの社会保険立法の準備や、労働者保護協会の会長、「ウ、イ、ン・フ、エ、ビ、ア、ン、協、会」や「社会政策党」の精神的創設者の役割など、みずから政府・民間双方で、あるいは晩年はオーストリア上院議員としても、さまざまな社会政策的実践活動に尽瘁し、シユモラー、ヴァーグナーと同年に没する。

十九世紀半ばに至るまでのドイツ講壇経済学の「沈黙」という点に立ち戻ると、たしかに時代に先駆けて、右のような「社会問題」への危機意識と社会改良の必要性とを一八三五年にそれぞれ表明していたのは、ミュンヘンのロマンティカーとしての哲学者フランツ・フォン・バーダーと、テュービンゲンの初期自由主義者としての国法学者モールであつて、それに対して、たとえば講壇経済学者として官房学の革新を企図したハイデルベルクのラウは、その『政治経済学教科書』（全三巻、一八二六—三七年）によってスミスに依拠した擬似自然科学的な「国富の理論」の普及に傾注して、社会問題を終始軽視した⁽¹⁹⁾。そうした経済学サイドの無批判的な怠慢状況に対してようやくブルーノ・ヒルデブランドが、国民経済学の「代弁者」としてヘルマン、ラウ、ネーベニウスの名を挙げて、かれらの「沈黙」を告発したのは一八四八年だったのである⁽²⁰⁾。

一方、法哲学者アーレンスは、モールより九歳年少で、一八〇八年にザルツギッター（ハノーファー）近郊の

クニーシュテットで農場管理人の子に生まれ、一八二七年以降ゲッティンゲンの学生としてクラウゼに心酔し、三〇年に法学博士の学位と教授資格を得た。しかし、その学位論文は、国民代表制議会の開設を求める自由主義的内容のゆえに、法学部長(G・フーゴ)に出版を拒否され、まもなく翌年一月八日のゲッティンゲン騒乱に参画したために逃亡を余儀なくされてブリュッセルに至るが、同様に大学の私講師の地位を追われたクラウゼが、翌三二年にミュンヘンで五十一年余の不遇の生涯を閉じるに及び、その熱心な弟子の一人として、師の敬虔な質料倫理的目的論の哲学体系の解説と普及を企図した。その動機の推進力になったものは、アーレンスが取り組んだサン・シモン主義の研究であり、かれはそれをクラウゼの社会哲学で克服しようとする。そこで、急速にフランス語を習得して、早くも三三年の冬にパリでおこなったカント以後のドイツ哲学史にかんする講義によって世に認められ、文部大臣ギゾーの知遇を得る。そして、翌年に新設されたブリュッセル自由大学の哲学教授職への招聘にこたえ(一八三八年)⁽²²⁾。それはかれの名著として、改訂拡充を伴いつつ版を重ねただけでなく(一八七五年に第⁽²³⁾七版)、初版からほとんどイタリア語、スペイン語、ドイツ語、ハンガリー語などに翻訳され、「南米のブラジル、チリ、ペルーの法学部でも導入された」(一八五一年七月十四日付の、ドイツ語第二版の序文)⁽²³⁾。ほどの国際的普及をみて、のちの「Krausismo」への発展のための種子となった。本書のドイツ語への初訳は、フランス語第二版(一八四四年)を底本にアドルフ・ヴィルクによって四六年に出版された⁽²⁴⁾。

そのアーレンスは、四八年に郷里ザルツギッターの選挙区からフランクフルト国民議會議員に選出されて、十七年ぶりのドイツ帰還を果たしてのち、グラーツの教授(一八五〇 六〇年)として独自に名著の改訂ドイツ

語第二版(五二年)を出し、また、そのグライプツイヒの教授(一八六〇—七四年)としてさらに拡充した同第三版(全二巻、七〇—七一年)を公刊する。

ひるがえって、十九世紀後半期のドイツの法学は、ロマニステイクもゲルマニステイクも、ともに社会問題にはほとんど関心を示さず、労働関係事項は私法学・公法学の双方から事実上排除されつづけた。⁽²⁵⁾一八七三年に正式に発足した社会政策学会は、「新しい国民経済学の方向性の追求」⁽²⁶⁾をめざしていたという意味では、会員に法学者が少なかったのはやむをえなかったといつてよいが、草創期からの会員では、自由放任主義に近いグナイスト(ベルリン大学の国法・行政法学者)が初代会長に選出されたのは、自由主義者との妥協を志向したシュモラーの意向に添ったものだったし、前出のホルツェンドルフ(ミュンヘン大学の国法・国際法学者)は、各種団体の組織化や雑誌などの編集に手腕を発揮した人物であり、法学自体というよりも啓蒙活動によって知られていた。⁽²⁷⁾私法分野における実定法主義の延長線上に、第二帝制の実定憲法を前提として公法実証主義(憲法学のライバントや行政法学のO・マイヤー)が興隆する中で、ドイツ固有の法的事实を求める立場からギールケとレーニングがそれを批判するのは八〇年代、学会報告に登壇するのは九〇年代である。⁽²⁸⁾このように政策課題としての社会問題の認識という点では、経済学に対する「法律学の後進性」⁽²⁹⁾は明白であったから、アーレンスらの法哲学の二重の意味での先進性と、法学の中での「傍流」⁽³⁰⁾ぶりとがあらためて窺われるのである。

二 アーレンスの「生活目的」論にもとづく当為の体系としての法哲学は、むしろ七〇年代以降の社会政策的「国民経済学」に、その有力な共鳴板を見いだした。「経済」を「風習 Site と法」との関連のもとで理解しようとしたシュモラー(Gustav von Schmoller, 1838-1917)が、アーレンスに言及した一例は、トライチユケへの公開

答状（一八七四 七五年）で「所有権と分配的正義の原理」について語ったときである。シュモラーにとっては、当面の論敵と目されたトライチケは自己責任論的自由放任主義の代表格であり、マンチェスター主義に重ね合わされたのであって、シュモラーは「一定の比例関係 Proportion」としての「分配的正義 vertheilende Gerechtigkeit」という観点から、ロックを祖としトライチケが依拠した所有権の個人主義的基礎づけに対して異議を唱え、所有の不平等の是正のために、そうした所有権論の限界を主張する。

トライチケがおこなったように「個人というものの本性から所有権を基礎づけることが正当といえるのは、ただつぎのあいだけである。すなわち、一方では、各人が これが実現可能であるとして、どれだけ個人であるのか、つまり完全に給付能力があり活動できる人であるのかに応じて所有をもつべきであると付言し、また他方では、所有は国家の認可によつてのみ公的な権利となること、この国家による認可は、つねに、公共の利益、全体の利益のために必要な義務と限界の承認を前提としてのみ与えられること、この点に注意を促すことを怠らないであらう。最近の法哲学が、たとえばトゥレンデルプルクやアーレンスなどのそのように、この限界と義務を重視しているのは、一面的なロマンステイク法学と個人主義的哲学との昔から身にしみつけた誤りをようやく正すためなのである。貴兄（トライチケ）もたしかにその点にふれてはいるが、しかしまったく通りいっぺんの付随的な扱いでしかない。われわれ若年の国民経済学者は、力を込めて所有と財産の道德的（風習上の）ならびに法的な義務に注意を促すのに対して、貴兄は無産者の義務と財産の権利を強調する。³⁰⁾」

シュモラーは、テュービンゲン大学国家経済学部の学生時代（一八五七 六一年）に、すでに経済理論よりも歴史学に惹かれており、その「風習と法」の次元を取り込んで政治経済学の「社会」科学化を企図し、「歴史

主義」者として経験主義的に歴史の細目研究を重視した。それに対してヴァーグナー (Adolph Wagner, 1835-1917) の方は、一八五三—五七年にゲッツィンゲンとハイデルベルクで法学と国家学を学び、前者ではラウの弟子ハンセンから、後者ではラウとモールから、古典派経済学の理論と国家学的実践性とを吸収して、貨幣・金融学者として出発したから、その方法的見地は、原理を重視する理論的・演繹的手法に立つて機能主義的・非歴史主義的に分類・分析するものだった。そのうえで、ヴァーグナーは、とくにロートベルトゥスから、自然的・経済」と歴史的「法制度」との区別と、法制度による経済秩序の修正という観点とを学んで、ラウの自然主義的経済観から脱却し、「国家社会主義者」となる。そのさい、法制度による経済秩序の修正という視座は、国家的目的と国家活動の諸原理の解明を不可欠なものとさせ、それらの根拠としてヴァーグナーは諸個人の自由と所有をめぐる法原理のあり方に深い関心を持ち続けることになった。そうした意味で、師ラウの『政治経済学教科書』第一巻(理論篇)の全面改稿新版として公刊した『一般的・理論的国民経済学』(一八七六年)が示すように、旧福祉国家としての官僚制的領邦国家の体制を国家目的論と行政体系論(ポリツアイ学)とによって理論と実践の両面で支えてきた伝統的な国家学が、ヴァーグナーによって、結果的にはなく、すぐれて自覚的に継承されたのであり、かれは法・国家哲学を、国民経済学における不可欠の環としての「国家」論にとつての基礎フレイムとして、自己の思想原理的な立脚点に据えたのである。⁽³¹⁾

そのばあいヴァーグナーは、「人間の社会的本質」に起因する「共同的必要物 Gemeinbedürfnisse」および「共同経済制度」の概念を用いて、国家と、「私経済」に対する基礎前提形成的な(法制度を含む)国家諸活動を基礎づけ、共同的必要物の第一要因をなす「法・権力目的の実現だけをはかるといふ意味での法治国家

Rechtsstaat」に対して、多様な共同的諸必要の充足を「助成」する「文化・福祉目的」の諸給付が拡大した「文化・福祉国家 Kultur- und Wohlfahrtsstaat」を概念上提起した。³²そして、この二つの国家類型の対比においては、ドイツの法哲学における主流としてのカント派と傍流としてのクラウゼ派との対比が念頭に置かれていたのである。すなわち、ラウの国民経済学の体系には国家論が欠落していると批判したうえで、その背景として法・国家哲学上の問題に注目して、こう述べる。

「国家についての原理的な国民経済学的な論究のこうした欠如の原因を説明してくれるものは、フィジオクラットとスミスの学説の狭小さと誤り、とくに自由競争学派におけるその現代的形態のほかには、それと同時に並行している、ルソーとカントにもとづく自然法または法・国家哲学の展開である。法と国家にかんする最近の歴史的・有機的な見方が初めてこの法哲学に激変をもたらした。」「国家の国民経済学的な考察にとつて負荷となっていることは、最近の法哲学の諸体系の中には、当時のカントの教義に匹敵するほどまで一般に広く普及し通用するに至っているものはいまだに存在しないということである。たとえば、国民経済学者にとつてとくに注目し、値するクラウゼ派（アーレンス、レーダー、フォン・レオンハルティなど）の努力は、哲学者たちのあいだでいくらかでもみんなの賛同をえているというわけでは決してないし、少なくともドイツではまだである。」「国民経済学にとっては、国家生活・法生活・経済生活のために国家と経済の有機的な見方から結論を導き出すような浄化された法哲学が、本質的な必要物である。しかしそのばあいには、国民経済学と法哲学とは互いに補助科学とみなされねばならない。」「この相互補完性において、「法哲学は、実定法との関連だけでなく国民経済学との関連も必要としている。／＼この点で、クラウゼ派のそうした努力が、われわれの観点からみて特別によるこぼしく

思われるということは、否定されるべきでないだろう。「法哲学の国民経済学的な深化、それは少なくともクラウゼ派によって、個人、社会および国家にかんするかれらの基本的な考え方から首尾一貫して追求されねばならないし、アーレンスたちによって現に追求されたのだが、そのように、この深化だけが、国家と法にかんする教義の、いまだにあまりにも抽象的で形式主義的な論じ方から、真に有益な、また、国民経済学を補完し導くような役割をはたす法哲学へと通じることになるだろう。」「しかし、アーレンスが、その法哲学によって国民経済学の原理的諸問題をより深く基礎づけるためにおこなった貢献を完全に承認するとしても、それでもなお、まさにかれの国民経済学的な諸結論に対しては、多くの異議が提起されざるをえない。」⁽³³⁾ こうして、カントとその学派による「あまりにも抽象的で形式主義的な」法哲学（法目的一元論的「法治国家」像）との対比の中で、クラウゼ派、とくにアーレンスの有機的な法哲学がヴァーグナーの国民経済学原理と「文化・福祉国家」概念の中に吸収されて、それらの本質的に重要な想原の一つとされていたことは明らかなのである。

三 モールの書評

一 さて、アーレンスの前掲主著は、人格主義的な「生活目的」論と、その目的達成のための外的・客観的「諸条件」としての法概念、そしてさまざまな生活諸目的を追求する多様な「生活圏」としての「社会」の固有の意義への着目とそれに依拠したアソツィアツィオン論によって、フランス語初版の出版直後からモールの注目するところとなり、三九年秋にモールはベルギー旅行の折りにアーレンスを訪ねて交流し、翌年ハイデルベル

クの学術誌に本書の書評を書いた。そこにおいてモールは、国家のポリツアイ（内務行政）活動の意義を重視するみずからの見地から、アーレンスが国家機能を立法だけに限定して市民社会の諸団体の自主的アソツィアツィオンの活動に期待している立論を批判しつつも、著者が「消極的自由」論の限界を認識して所有権体系の改変を論じ、労資関係の改革の必要性に説き及んでいる点に深い共感を寄せて、その意義をきわめて高く評価している。書評の前半部ではアーレンスの諸論点を紹介し、後半部でそれへの批判と評価をおこなっており、以下、そこでのモールの論旨を追っておこう。⁽³⁴⁾

まずモールが注目し紹介した本書の諸論点の第一は、法の内容についてである。著者は人間の「生（ないし生活）目的 *Lebenszwecke*」を「自然から賦与されたいっさいの諸力の調和のとれた開展 *Ausbildung*」に求め、それを達成するために不可欠の「諸条件」を、人間の意思から自立している外的諸関係と、意思に依存している内的義務とに区分して、法（前者）と道德（後者）とを区別する。したがって、法は目的論的に「人格的」な意味を付与される。（S. 482.）

第二に、法の本源的制度は家族であるが、それは部族から国家へと拡大する。「国家の唯一の目的は法の管理、すなわち人間の生活目的の達成に不可欠な諸条件の創出である。」（S. 483.）第三に、理性的な生活諸目的の多様性から、目的を追求する諸人格（個人、家族、ゲマインデ、国家、諸国民、人類）と、目的の方向性（宗教、学術・教育、技術・営業、道德、交易）との二系列に、法は分類される。ただし本書では、便宜上、個人法、社会法、国家法に三分区されて順次論じられる。（S. 483.）

そこで第四に、個人法 *Einzel-Recht* は、原権（平等、自由、社会性）、所有権、精神的な所有権、相続権から

構成されるが、とくに注目されるのは所有権論である。「法的意味における所有は、人間の生の保持と発展に条件または手段として役立つ物件であり、所有の権利性は、「そうした生活諸条件の保有の不可欠性から導き出される。」したがって、「誰しも、自分の個人的な諸目的の達成に必要であるより以上の所有への権利を要求することはできない」と規定され、そうした観点から、こんにち支配的な、「所有の獲得における絶対的な自由と競争の原理は、最高に無機的 anorganisch で違法な状態である」とみなされる。しかし、「全市民社会の道義と行動様式の現状では、個別所有権の廃止はまったく問題になりえない」から、著者にとって唯一の十分な救済策とみなされているのは、産業労働および教育職の共同化のためのアソツィアツィオンの結成である。(S. 484f.)

第五に、「社会法〔団体法〕 Gesellschaftsrecht は、「人々のあいだの一時的な関係」としての「契約」法と、「多数の人格のあいだの持続的な関係」としての狭義の社会法〔団体法〕すなわち「婚姻」および「親権」とで構成されているが、そこでの緒論点は「本書の固有性を示すにはあまり役立たない」。(S. 485)

第六に、むしろ注目すべき議論は社会法よりも国家法についてである。出発点に置かれるのは、人間の社会の成立とその目的であり、社会の成立を神学的、歴史的、あるいは抽象的(契約論的)に説明するのは誤りで、人間の「社交性本能 Geselligkeitsinstinct」にもとづいて「理性理念に導かれた有機的な organisch 発展」と考えるべきである。人間社会の目的を国家の目的と同一視するのは重大な誤りであり、「国家は人間目的の達成のための諸条件すなわち法を造り出す任務しかもたないのに対して、社会の任務は、まさにこの目的をその主要な諸方向に追求することである」から、「はるかにもっと包括的である」。「目的を追求するのは個々の人間であるが、そのためには、どのような方向であれ、「この方向をとくに追求する人々がそこで活動する独自の生活圏 Lebenskreis

を創出することが不可欠であり、こうして宗教、学問、営業、政治の特殊諸社会が形成される。このような社会の任務は、強制によつてはもとより、「個人の消極的自由の体制」によつても達成できない。というのは、そのような体制は「利己的な諸利害の全般的・無秩序な闘争を生みだし、混乱を招いて弱者を抑圧することになる」からである。「自由なアンツイアツィオンの原理だけが十全であり、全員にとつて公正である。」(S. 486f.)

したがつて、第七に、国家は、「社会の多様な生活圏が相互に正しい關係を維持する」ように配慮することを任務とし、国家権力の形成は「自由な国民意思に由来する」こと、国家権力は立法権力と執行権力とに分かれ、前者は「能力ある市民の普通選挙」によるが、諸生活圏を包括するような方法の可能性も否定しないこと、そうした前提に立つて、教会、学問、営業におけるアンツイアツィオンのあり方が模索され、とくに営業については、「現在の自由な競争の体制がさらに進行するならば、資本と労働手段とがますます少数の人々の手中で蓄積されるようになり、その結果、隷農制ではないが、新種の封建支配が生みだされることになる、という点を説明している。」(S. 487f.)

モールは、以上の内容紹介のうち、本書を、「法の起源と性質にかんするクラウゼルの見解を基礎として、人間社会学派(école humanitaire et sociétaire)の教義の体系的叙述」を提供するものと位置づけ、そこに「重要な社会問題についてわれわれの時代をはつきりと方向づけるのに著しく貢献するはずの」学問的「進歩」を認めた。すなわち、「いまだ久しく十分には知られておらず価値を認められていないクラウゼルの諸命題のいつその普及」というだけでなく、「人間社会学を体系的な方法で仕上げて法哲学へ導入し、われわれの自覚をいつそう促そうとする試み」でもある。(S. 489) フランス、ベルギーとは異なり、ドイツでは「職務上自然法を論じている

人々の多くは、たしかにいまは、唯一信奉するカントやヘーゲルやシュタールの教義を安穩に保持して、惑わされたりすることもないだろう。しかし、もしサン・シモンやオーウェンやフーリエの名前を言及するに値すると認めて、かれらの教義を『狂信』という呪詛の言葉で葬るだけでもすれば、人はすでに別のことをしようと思つたろう。「いま問題なのは、国家諸制度の変革をめぐる「政治問題」ではすでにない。「もしその諸原理が実現すれば、全市民社会の完全に新しい組織、これまでは疑う余地のないものとみなされてきた多くの根本真理（所有権の制度を想起するだけでよいだろう）の変更、人々相互のまったく新しい位置づけ、といったことを帰結せざるをえないような諸原理とくらべれば、国家権力とその諸機関の制度のあり方にかんする教義は子ども遊びにすぎないということに、人々は次第に気づくことだろう。」(S. 490)これが、モールがアーレンスの本書に寄せて吐露した時代認識であつた。だから、社会問題の重要性を早期に認識した一人として、モールはこうも言つのである。「もしこの新教義の諸帰結を、たとえば政治経済学のために一般的概要として示唆するような著作が出現したならば、疑いなくこの分野のわが学識ある著述家たちの驚きは大きいことだろうし、その諸聖典のあれこれの命題の無謬性について、相当の有益な疑いを呼び起こすことだろう。」(S. 491)と。

二 こうした評価とは別に、本書に対してモールはつぎのような疑問を提起している。第一は、アーレンスの法概念が、人間の発展に不可欠な外的手段のすべてを包括している点である。これに対してモールは、手段達成の妨害要因を、他人の「邪悪な意思」と、「物理的・外的な自然の優越」とに区分し、それぞれを克服するものとして、「法」と「ポリツアイ」を区別すべきだと述べる。アーレンスの法は、生活目的達成のための外的諸条件全体であるから、実質的にはポリツアイを包含しており、「実際には著者とカント派とのあいだには大きな差異

がある」のだが、このままでは「あたかも著者は、国家の概念と目的にかんして、通例のコントの教義の支持者と同じ考えであるかのように人に思わせてしまいかねない」から、表現の修正が望ましい」と。(S. 491ff.)

第二は、社会と国家の関係についてである。アーレンスは、国家の役割を法の創出・管理者としての機能に限定し、「個々の生活圏を、国家から独立した自由なアソツィアツィオンによって形成しようとしている」が、モールはその可能性を否定する。「評者にとっては、国家と市民社会は当然同一物なのであって、これらのさまざまな生活圏は、その可能な限りの自立と活力とを評者も同様に望むところではあるが、ただ国家の中でのみ想定することができるのである」と。つまりモールは、「完全に自由な、また最終審で行為する、あるいはしないでおくアソツィアツィオンの原理というものに、生活諸目的を適宜確実かつ完全に達成する能力を決して認めない」のである。(S. 493f.)

ここにアーレンスのアソツィアツィオン論に対するモールのポリツァイ論の立場が明瞭となる。アーレンスが、「市民が意図した目的を十分に自分で達せられるような活動はすべて完全に市民にゆだねること」、また「共同的・理性的な諸目的の達成のための自発的な団体を助成すること」を主張している点には、モールも同意するのだが。(S. 494.)「相互に完全に独立している多数のアソツィアツィオン」による市民社会の構成は、「国家の中の国家」、「混乱とアナキー」を生むだけであり。(S. 496.)むしろ「国家の補助的な subsidiar 援助と遂行」(S. 496ff.)こそが不可欠である、というのが初期自由主義者(liberal)としてのポリツァイ学者モールの立場なのである。なぜなら、「評者は、人々が、正しく理解された利害関心事の達成のために、十分な洞察力と自己犠牲の精神と自発的に従属する気持ちとを有しているとは決して思っていない」のであって、「実際のところ、人は少

なくともまだそれほど完全ではないし、これが将来変わるはずだという十分な根拠もどこにも出てこない」、だからこそ、「自由な私的努力と並んで、またそれの上に、不断の監督と援助とが欠かせない」のであり、それが「国政府 Staatskunst の任務」にほかならない。「歴史のすべては、諸国家および諸政府の積極的および消極的な義務違反によって人々はいかに多くの痛手をこうむり、また多くを妨げられてきたかを証明するために存在している」と言っても誤りではない、と。(S. 494f.)

さらに第三に、著者が、「あらゆる道徳は自分の自由な決定と動機の純粹さにのみ存している」ことを認めているように、道徳は「非常にまったく個人的なもの」であるが、それにもかかわらず、道徳の積極的助長のためのアソツィアツィオンを構想しているのは誤りである。「さまざまな生活圏におけるコルポラティブな要素の活性化は、すでにおのずから道徳的作用を及ぼす」はずであって、道徳促進団体や道徳国家なるものは結局「偽善」しか生まないだろう。(S. 498)

以上のような疑念や批判にもかかわらず、モールはなおつぎの諸論点においてアーレンスをポジティブに評価した。

第一は、たんなる「法治国家 Rechtsstaat (あるいは消極的自由) の理論」を克服しようとしている点である。「消極的自由の諸理念」は、旧制度を攻撃し乗り越えるためには「まったく正しい武器であった」し、今後まだまだその不断の活用が、とりわけ「代議制の国制」を中核とする国家諸制度の進展が不可欠である。しかし、いまこの理念だけでは不十分なのであって、「ある積極的な生活目的および国家目的が再び与えられねばならないし、無秩序な、いまや互いにすり減らしあっている社会の原子たちは、再び結び合わされ組織化されねばならな

い。平板な利己心に代えて、より共同的で高次の目標が、それを追求する犠牲的精神およびそれを達成することの有用性ととも、据えられるべきである。」(S. 499)この主張は、質料的な「生活目的」の意義を認めるモールの国家学的立場を示すものとして重要である。のちにみるように、五〇年代以降にも、この見地は、アトム論的社會觀への批判とともに維持され、再現される。

第二は、所有権にかんする論究であつて、バブーフらの「財産共同体」論は「ばかげたこと」であるにしても、本書によつて、「われわれの文明の中にはめこまれてゐる野蛮の大きな部分がいかにも現在の所有権の体系に由来しているか、したがつて救済策がいかにもこの面でも必要であるか、という点が立証されていること」(S. 500)これである。

そして第三に、「われわれの良風美俗 *Gesittung*」を危機から救い、「産業僕婢 *industrielle Leibeigenschaft*」の出現を回避しようとするならば、「とりわけ工場制営業経営において、何らかの抜本的に違つた労働者・事業主關係が絶対に必要であるという考え方」である。「何百万という工場労働者を生みだして深部まで墮落させるのに、五十 六十年で十分だつた。彼らを、敵意ある密集戦闘部隊として社會の他の諸要素と対立させるのには、もっと短時間で十分だらう。そうになると、人はひよつとすると、理論と經驗の警告に対して適切な時に耳を傾けようとしなかつたことを後悔することになるかもしれない。だが、われわれの競争國民經濟 *Concurrenz-National-Ökonomie* の、この深く不道徳的で実的にきわめて危険な結果を示すために上がる声は、どれも天の恵みとみなすべきなのである。」(S. 501.)

「ついでに」中間諸身分 *Mittelstände* (S. 499)の一員としてモールが表明した革命への深刻な危機感、社會

改革の緊要性を語りしめたのであって、「評者はこれまで長い間、本書ほど大きな関心と、また願わくは評者自身にとって明白な有用性ともって読んだ作品は他になかったと、十全の確信をもって言うことができる」(S. 501.)と、このやや長い書評をしめくくったのである。

四 アーレンスのモールへの私信

— モールのこの、内在的批判を含んだ、きわめて好意的な書評に対して、アーレンスは、本書第二版(ブリュッセル、一八四四年)の巻頭序言(四三年十月二四日付)で、クラウゼの同門リーダーとともにモールの名を挙げて、「この著名なテュービンゲンの著述家の批評(ハイデルベルグ年報、第三一号、一八四〇年)は、とりわけ多くの論点についてわたくしとは異なる諸見解を示してくれたことで、わたくしには有益であったし、そこからわたくしは、とくに公法について、多くの教義をいっそう厳密に規定するきっかけを得た。」⁽³⁵⁾と述べて謝意を表し、好意に応えた。

しかしこれよりも早く、アーレンスは四一年五月十五日付のモール宛の手紙で、書評への謝意とともに、モールの書いた諸論点についてのコメントを記していた。

現在テュービンゲン大学図書館には、アーレンスに宛てたモールの書簡は所蔵されていないが、アーレンスがモール宛に書いた私信が右の一点を含めて合計八点保管されている。⁽³⁶⁾ 八点のうち、日付の最も古いものは四〇年一月四日付で、最後は四四年九月十七日付である。それらとともに、モールの直筆と思われる、日付のない、ア

アーレンスにかんするメモも残されている。これは、モールのちに手許の書簡類を整理した際に作成したとも推定され、その全文を仮に訳出してみると、つぎのとおりである。

「アーレンスは、クラウゼの哲学を哲学的法学の分野で仕上げることによって、とりわけドイツ国外でも、高い声望を得た。一八三二年のゲッティンゲン蜂起に巻き込まれ、
当時は私講師 逃亡を余儀なくされた。

そして、フランスで著述家として、また公的な教師として世に出るのに十分なだけのフランス語の知識を、かの地で獲得した。ブリュッセル自由大学の創設に際して、かれは法哲学の教授として招かれ、まもなく同大学の黒柱の一人となった。一八四八年には、かれはドイツへ帰還しただけでなく、フランクフルト国民議会にも選出されたが、そこでは大きな役割は果たさず、かなり曖昧なやり方で大ドイツ主義に与した。これがたしかに、かれをヴィーンの教授職に就ける道ともなった。何年かのちに、かれはそこからライプツィヒの教授職へ転じた。

個人的にかれとは、わたくしは三十年代にブリュッセルで知り合い、そこで一週間かれの仲間のもとで滞在した。フランクフルトではもちろん会ったが、いつもというわけではなかったし、親密だったわけでもない。そのころは、わずかに旅行で会ったぐらいである。かれとの文通も、次第に途絶えた。というのは、わたくしは別の研究や仕事に向かったからである。アーレンスは、きゃしゃな、若い頃には娘のように見える男で、ひどく

柔和な声なので、そのようなかれの特徴全体が、かれの（もちろん少年らしい）革命主義的な初期段階と、ほとんどこっけいなほどちぐはぐであり、その点について、かれはそのご友人たちからもよくからかわれている。³⁷⁾

右に「ヴィーンの教授職」とあるのは、グラーツを取り違えたものであろう。モールがアーレンスを見知った一八三九年秋のベルギー旅行については、モールの自伝的回想録にも記述がある。その点を、つぎに瞥見してお

171。

一七九九年にシュトゥットガルトに生まれたモールは、テュービンゲンとハイデルベルクで学び、一八二一年八月にテュービンゲンで法学博士の学位を得たあと、一八二四年三月三〇日に母校の員外教授（法学部）に就任（正教授（国家経済学部）就任は二七年三月二五日）するまでのあいだ、父の斡旋で研修旅行をしている。

父ベンヤミン・フェルディナントは、シュトゥットガルトの高等アカデミーの法学教授、のちにヴュルテムベルク王国の内務大臣、文部大臣、福音宗務会議議長、貴族院終身議員を務めた名望家である。子モールは、二一年十一月以降、ヴァンゲンハイムが代表を務めるフランクフルトのドイツ連邦ヴュルテムベルク代表部を経て、ミュンヘン、ベルリン、ゲッティンゲンなどドイツ国内と、最後の一年余りはパリに遊学し、多くの知識人や政治家と面識を得た。しかし、この二二年半の研修旅行を除いても、わたくしはたくさん旅行した」と回想しているように、その範囲はイングランドとスコットランドを含むヨーロッパ各国（イベリア半島を除く）に及び、研究と教授、政治の諸活動と同様に旅行にも生涯を通じて精力的であった。というのは、「わたくしは、生涯の大部分を小さな町（一八四五年十二月までテュービンゲン、のち四七年十月 六一年六月はハイデルベルク）で精神活動に集中して過ごさねばならなかったが、それらの町は、大学を擁していたとはいえ、疲れた諸力を新しい印象によって回復させたり、限られた交際仲間を、別様に教養を積んだ新しい人々と知り合うことによって拡張したりするに足るだけの十分な手段を、提供できなかった」という自覚があつたからである。「わたくしは時々、狭苦しい場所から脱出して風に当たりたいという欲求を押さえられなくなった。わたくしの後半生の旅行のかなりものは、職務上のものであったり、あるいは、わたくしの『国家学の歴史と文献』のための資料を、わたく

しのすぐに利用できる所よりもっと大きな図書館で収集するために不可欠だった旅行もある。⁽³⁸⁾

一八三九年のベルギー旅行は、モールがすでに『ヴュルテムベルク国法論』(一八二九 三一年)および『法治国家の諸原則からみたポリツアイ学』(一八三一 三四年)などによって学問的地位を十分確立してのことであった。「わたくしは疲れ果て、小さなテューピングゲンから世界へと脱出したいと切望した。なぜベルギーへ行こうと思ったのか、もはや思い出せない。とにかく、わたくしは、休暇が始まるとそちらへ向かった。」今回はライン河を蒸気船で下り、アーヘンとリュティヒを越え、生まれて初めて鉄道に乗って「その動きの早さと危なさに恐怖感なしとしない」体験をしつつ、ブリュッセルに至る。そこを拠点にベルギーの諸都市をめぐり、およそ六週間後に発つて、ルクセンブルク、トリーア経由で、「自分の旅行に非常に満足して」帰着した。⁽³⁹⁾

これは、「特段の目的もない……純然たる観光旅行だった」が、それでも紹介状のついで、「旧 革命的 自由派の中核」のディクペティオー Dupétioux、カトリックのレーヴェン大学の学長ドウ・ラム de Ram 神父、ベルギー行政法の大家ティエルマン Telemans など、何人かの知識人と面会している。また、ベルギー国内の諸大学だけでなく、刑務所、病院、養老院、精神病院、ベギン修道会などを見て回り、ディクペティオーと一緒に出かけたгентトでは、労働者たちの街頭デモを軍隊が鎮圧する流血事件に遭遇したりした。⁽⁴⁰⁾「ハインリヒ・アーレンスは、当時は政治亡命者でブリュッセルの自由大学の教授だったが、わたくしが自分で訪問した。かれのところ、わたくしは何人かの青年たちに会った。かれらは、一八三〇年の革命では学生などとして役割を担い、いまは弁護士や教授としてやっていたが、いまは権力の座にあるかつての仲間たちにはとくに満足しているわけでもなく、自分たちはかれらからなおざりにされていると思っていた。わたくしはかれらをひいきしたりしたわけで

もなかつたのだが。⁽⁴¹⁾」

モールはそのご、一八四七年春にハイデルベルクから招聘の話があつたとき、講義の開始を秋にすることを承諾の条件にして、そのかんに、五ヶ月間、念願のイギリス訪問を果たし、議会や裁判所の見学だけでなく、チャドウィックに面会して、かれが運営責任者で「当時評判の高かつた（わたくしにはいつもその基本原則は疑わしかつたが）新救貧立法の実際の作用」を見分したりした。⁽⁴²⁾ そのイギリス行き途次、パリからブリュッセルに回り、滞在は一日だけだったが、アーレンスとデイクペティオーを訪ねて⁽⁴³⁾いる。

二さて、前掲のアーレンスのモール宛て書簡八点は、すべて右のモールの二度の訪問のあいだの時期に書かれている。アーレンスの直筆書簡は、いずれもかなり小さな字で、しかもたいていは紙の裏表に、ぎつしり書かれており、ドイツ人でも判読しがたい箇所が部分的に散見される。モールが回顧しているように、当時のベルギーには、ゲントとリュティヒに、オランダ支配の時代から引き継いだ国立大学があり、それ以外に私立大学として、レーヴェンにカトリックの、また、それに対抗する形でブリュッセルに福音派ないし自由派の大学が存在し、アーレンスは後二者の対立の渦中にいた。⁽⁴⁴⁾ また、モールの方は、その経歴からして、とくに法学部ではない「国家経済学部」の固有の意義を念頭に、ドイツの大学制度の課題を国際的な視野で考えていたから、アーレンスの書簡には、ベルギーの大学事情や政治的・宗教的状況にかんする記述が多く含まれており、そうした事情に対するモールの関心の強さも推し量れるのである。ただ、本稿では、当面アーレンスの主著を中心とした思想展開の現状状況の把握に的を絞って、以下にその一端を紹介しておきたい。

まず、日付の最も早い四〇年一月四日付（ブリュッセル）の手紙から知られるのは、およそつぎのような事情

である。モールが、前年末の十二月に二度アーレンス宛に手紙を書いており、その前に、モールがベルギーを離れてまもなく、アーレンスは、ティエルマンの提案で、「立憲体制を革命なしで理性的な社会秩序へ移行させる」ことを考える「小さな社会科学団体」を、モールも交流した数名の仲間たちとつくった。このサークルでは、「ふつう国家と呼ばれているものは、法治国家のことではない」、「理性と経験が示すように、国家以外の諸領域を自由な独立と自由な諸結合へと組織することは、それらをふつうの国家組織体から区別すれば当然の帰結である」といったことを議論しており、今後仲間を増やせる見込みもあるから、定期刊行雑誌を創刊したいと考えている、と。また、出版されてもまない自著（前掲の主著）について、アーレンスはつぎのようなコメントを付している。「ご存じのようじに、わたくしは重心を公法の理論に置いています。法概念の学問的・歴史的発展を別にすれば、とはいえもちろんそれが基盤なのですが、その他は、通常の、ただフランス人は知らない自然法の諸真理を素描したものにすぎません。それもただ、わたくしの確信では完全な、クラウゼの法原理で彩色されたものでしかありません。公法は、たしかにドイツにとっては新しいですが、しかしドイツの学問を、まずフランスとベルギーの政治的・道徳的な社会状態に応用しただけのことなのです。」そして、リーダーが書評を出し、一部送ってくれるという話なので、後日モールの書評とあわせてフランス語に翻訳して「当地の法学雑誌に載せた」と思っている、と。

さらにこの手紙には、ベルギーの大学問題にかんするモールの質問への十二項目に及ぶアーレンスの回答があり、つづけて、モールの「立憲制国法論におおいにそそられており、あなたのポリツアイ学を読み始めた」と、モールの息子（F. W. W.）の誕生への祝意と、自分も今年は結婚したいという希望、そして、ネーベニウス

の退陣（前年の三九年にバーデン内相の地位を保守派によって追われた）に伴う政治反動の予測と激励、モールは「二年以内に」ハイデルベルクの教授になるだろうというアーレンスの「予言」⁽⁴⁵⁾。

以上の内容からみて、モールのアーレンス訪問とそのこのやりとりを通じて、両者はかなり率直な情報交換をしており、この時点ですでにモールの書評が予定されていたわけである。

つぎに、同四〇年五月二九日付（ブリュッセル）の手紙では、それが同月十五日付のモールの手紙に対する返信であることがわかる。また、「大学に坎するあなたの論文を、われわれはこちらですすでに読みました。」とあるのは、前年の『ドイツ四季報』（コッタ社）に掲載されたモールの「ドイツの諸大学、その現在の苦境とその治療」⁽⁴⁶⁾を指しており、この手紙では、「教育の自由」と国家の役割について、アーレンスは、国家はただ財政的に「大学の物的施設だけを引き受けるべき」で、「自由なアソツィアツィオンの原理」の教育面での具体化を探りたい旨を述べている⁽⁴⁷⁾。

モールの書評に対するアーレンスのコメントが記述されているのは、三つ目の、四一年五月十五日付（ブリュッセル）のものである。ここでは、まず、モールの書評を読んだので、それへの礼状を、テュービンゲン経由でミュンヘンへ向かう予定だったあるイギリス人家族に託したが、かれらは結局テュービンゲンに立ち寄らず、礼状を返送してきたり、ブリュッセルではカトリック側からの攻撃が激しくなって、それへの対応に追われたりした等、音信不通の弁明が述べられている。モールの書評に対するアーレンスのコメントは、つぎのとおりである。

「あなたの書評を、わたくしはただちに、注意を集中して熟考しました。わたくしはいくつかの主要論点では自分の研究をあまりにも理想的な一般性に扱ったという自覚がありましたから、あなたの実際的な観点から

なされた異議と非難は、いつそう興味深いものでした。とりわけ、個々の社会領域の相互の関係や、個々のそれらと、わたくしが中央領域と呼んだものとの関係が、バラバラのままだったなと感じました。この点で、あなたのご指摘は正しく、当たっています。道德領域の組織化にかんして言えば、わたくしはそれについてはやはり別の意見です。というのは、そうした組織は、道德概念に矛盾する強制手段を使わなくても作り出せると思うからです。われわれはそれについて、会議で議論して輪郭を描いています。あなたの法とポリツアイとの区別は、われわれのところでもいま話題になっています。しかし、まだ決定を下すには至っていません。わたくしは、異なつた法領域を区別するにしても、ポリツアイも一般的な法概念の中に取り込むことができると思つています。国家と市民社会一般との区別にかんするあなたの異議については、もしかしたら中央領域のほうが本来の国家よりももつと適切で、また世間一般の意見と一致していると言つてはいけないのか、という疑問が心に浮かびました。しかし、法の組織は、ある意味ではそこから独立した領域とならねばならないでしょう、こんにちすでに部分的には司法組織がそうなっているように。ただ、それについては、わたくしはいまはまだ思いあぐねているのですが、この問題自体はしつかり心に留めておきますし、これは、わたくしたちが何を議論するばあいでも基礎となる問題です。概念上は国家から区別する必要がある、自由なアンソツイアツイオンや独立した組織に委ねることができるようなことを、国家と分離するとしても、これはあなたもしているとおりですが、実際上の結果は現実にはそれほど大きな違いはないのだと、あなたは当然主張することができます。ともあれ、あなたがわたくしの作品をドイツの学界に好意的に紹介してくださったことに、重ねて心からお礼を申しあげます。「もし第二版が出るとすれば、それはきつとより良いものになるはずです。」

あわせてこの手紙では、モールの国法論と、前年の雑誌論文「政治経済学の過去、現在、そして未来⁽⁴⁸⁾」とをそれぞれ有益だと評価する簡単なコメントのほかに、この復活祭休暇にハイデルベルクからレーダーがやってきて、かれはモールがハイデルベルクを訪問した際にまたも会えなかったことをとて残念がっていたと伝え、また、まもなくケルン・アーヘン間の鉄道が完成して便利になるから、もう一度ベルギーへ来ないかと、モールを誘っている。

こうして、モールが書評の中で提起した異議に対して、アーレンスは「道徳領域の組織化」も含めて「自由なアソツィアツィオン」の立場を堅持しており、「ポリツアイも一般的な法概念の中に取り込む」という当初からの包括的発想を変える様子を見せなかった。⁽⁴⁹⁾

三 その一年半余りを経て、四つ目の、一八四二年十二月二十九日付（ブリュッセル）の手紙では、ベルギーの政治状況と大学の現状にかんする詳細な報告が主内容であり、後段に、つぎの一節がある。「わたくしの自然法論 *droit naturel* がイタリア語とスペイン語に翻訳されつつありますが、その第二版が一月の終わりに印刷に付されるはずなので、翻訳はそれまで待っていていたらよかったです。その第二版が一月の終わりに印刷に付されるはずなので、翻訳はそれまで待っていていたらよかったです。残念に思います。わたくしは、皆さんの悩ましい点やさまざまな欠陥を見つけていますから、この作品の成功が自分では理解できないのです。わたくしは自著を読むのに、ときおり勇を奮わねばなりません。この成功がわたくしに多少なりとも理解できるよつになるとすれば、それは先行諸研究によつてなのです。わたくしは自然法文献を、およそ存在するものの中で最もみずばらしいものの一つとみなしています。……「判読不能」……。ですから、功績は過大評価されるべきではないのです。」⁽⁵⁰⁾こつした記述から、旧来の（それが何を指すかは後述）自然法論に対するクラウゼ＝アール

ンスの立場の正しさや優越性への自負を看取することができる。

五番目は、一八四四年五月八日付（ブリュッセル）である。そこでは、主著自然法論の第二版の印刷が完了したので、まもなくモールの手許にも届くはずだと記され、つづけて以下のように述べている。「いま、わたくしの心からの願いは、あなたがまことに内容の重い好意的な評価をつつじてドイツで認知されるのを可能にしてください。だされた作品が、この新しい形でも、主要論点でああなたの同意を得られたらよいのだが、ということですよ。わたくしは、今回の作品では、自然的私法だけをおもてに出しており、公法は、来年公刊される社会科学にかんする著作（*cours de science sociale*）の中で論じるつもりなのですが、ただ、国家にかんする詳細な章の中で、国家とその他の社会諸制度との関係についての主要論点はすべて入れておきました。法律、国家、平等、自由、アソツィアツィオン、所有権（とりわけ所有権の歴史の哲学）にかんする章、そして最後に自然法の歴史の章は、大幅に拡張され、その結果、作品全体はほぼ二倍にふくらみました。多くの題材について、わたくしは哲學的基礎の展開へかなり深く踏み込みましたが、それでも実践的な応用を見失わなかつたと思つています。わたくしはいま、この改訂版にかんするあなたの評価を伺いたいと切に望んでいますし、もしこの第二版についても、時間を見つけて、たとえごく短くともどこかの文献紹介雑誌で批評してくださいるならば、二重にうれしいことです。社会的な方向性を理解する人がドイツではどれほどわずかしかいないかということとは、親愛なる友であるあなた自身もご存じのとおりですから、それだけに、確固たる学問的業績によつても広く尊敬を勝ち得ており、したがつて夢想家に数えたりしてはいけないような人々が、もし市民法のこのような方向性を生みだそうと努めるとすれば、いつそう喜ばしいことです。」

さらに、ベルギーの宗派対立の状況のほか、オランダのライデン大学への移籍話には、さまざまな理由で気が進まないこと、などを述べたあと、「一三年前にすでにわたくしの自然法論のドイツ語訳が始まっていたのですが、わたくしは、大幅に増補された第二版がまもなく出版されるからと告げて、翻訳の続行をやめてもらいました。ところが、いまは、わたくしの方が懸念を抱いています、というのは、この著作は今回ますますドイツよりもフランス語諸国の方を想定して書かれているからです。あれこれの論点について、あなたはドイツ語の改訂版では修正した方がよいと思わないか、ご判断を聞かせていただければありがたいです。初版は、とくに国法論が不完全であるため、そのまま外国語に翻訳されてしまったのは（イタリア語版は現在すでに第三版です）とても残念です。もちろん、実践哲学の体系、クラウゼのそれに、注意が向けられたというのは、よかったです。

イタリアでは、いま、改訂作業が始まっていますし、マドリッドからは、その大学の哲学の新任教授が（半年前に）こちらへやってきました。かれはクラウゼの哲学を部分的に見知っていたのですが、政府がかれに許可した二年間の旅行を振り向けて、クラウゼの哲学を当地とドイツとで研究するためなのです。」⁵¹ ちなみに、ここに述べられているマドリッドから来た教授は、この時期から見て、サンズ・デル・リオ（Julian Sanz del Río, 1814-1869）であると推定される。かれは、ブリュッセルでとくにアーレンスト、またハイデルベルクでレオンハルディと交流し、その一八六〇年にクラウゼの主要著作の一つ『人類の原像 Das Urbild der Menschheit（一八〇一年）をスペイン語に自由訳して、スペイン化されたクラウゼ主義「Krausismo」の成立をつながすことになる。⁵¹そして、両親に会うために、ハノーファー国王へ「たった八日間」の滞在許可を半年前に申請したが、「きつぱり拒否された」、ただ、プロイセンに入国する申請も出しており、もしその許可が下りたら、旅行の途中でモ

ールを訪問できるかもしれないと予告し、また、ティエルマンやディクベティオーらとの夕べの会の様子なども伝えている。⁽⁵²⁾

以上のように、この四四年五月の時点で、アーレンスの自然法論の第二版が出版されており、それは初版にくらべて分量では倍増しながら、初版の「とくに国法論が不完全である」という自覚から、それもモールの国法論に多くを学ぶことよって、結局、初版にはあつた公法の部分（第三部 国家法 *Droit public*）を全面的に削除した構成となつたという経緯が読み取れる。あわせて、アーレンスの主著の公刊によつて、とくに南欧諸国を中心にクラウゼへの関心が高まりつつある状況も推定される。そうして、この手紙よりの中には、以下のように、もっぱらアーレンスのドイツ旅行計画が中心テーマとなる。

六つ目の手紙は、そのおよそ一ヶ月後の四四年六月二日付（ブリュッセル）、消印は同月十四日付（ハイデルベルク）で、小型の紙一枚の表裏に記された比較的短いものである。冒頭、プロイセン政府から滞在許可を得た旨を報告し、七月にプロイセンの国境地域で両親と再会を果たしたら、帰りにテューピングゲンに立ち寄りたいと告げる。そして、「あなたは、わたくしにとつてヴュルテムベルクを通る旅に危険はないと思うかどうか、また、八月十日頃までにテューピングゲンであなたに会えるかどうかを、お知らせいただきたい」と頼んでいる。⁽⁵³⁾

さらに七つ目の手紙は、日付はないが、同年七月七日フランクフルトの消印があり、二つ折りのミニレター形式で、本文は前便よりもさらに短い。まず冒頭で、「わたくしのテューピングゲンへの旅のためにあなたがとつてくださった措置」への礼が述べられ、「思いついて、国王宛の申請書をあなたに送りますから、それをあなたから届けてくださるようお願いします」とつづき、ヴュルテムベルクの滞在許可が交付されることへの期待をつづ

っている。「あなたはこの手紙をフランクフルトから受けとることにあります。というのも、わたくしはちょうどいま、プロイセンのホルンブルクへ向かっているところで、その町は、わたくしの両親の住んでいる所から三時間の場所なのです。」「もし滞在許可が得られたら、あなたの家に投宿をという招待を喜んでお受けします。⁽⁵⁴⁾」

そして最後の手稿は、郵便手紙ではなく、アーレンスが同年九月十七日付で「教授夫人」(おそらくモール夫人)宛に記した簡単な書き置きであり、本文はつぎの通りである。「わたくしが会いたいと思っております。明日閣下を表敬訪問することができませんので、今夜はシュトゥットガルトへ戻ることにいたします。そして、明日閣下を表敬訪問することができないことを大変遺憾に存じます。」ただし、このメモ用紙には、「わたくしはあなたに⁽⁵⁵⁾

この小片を同封します。」で始まる、判読不能部分を含む、後日の追記と思われる(モール夫人が書いたかもしれない)メモも記されているから、これだけでは確たることは何も言えない。⁽⁵⁵⁾

四 さて、以上のアーレンスの一連の書簡から、モールがベルギーにアーレンスを訪問して以降、数年間、両者のあいだで、国家と社会の関係をめぐる緒論点を軸に、真剣なやりとりがあり、相互訪問を許し合うまでの親密度に至っていたことが窺われる。しかし、そのことについては、先述のように、アーレンスにかんするモールのメモは、フランクフルト国民議会における両者の距離感と、そのこの交流の断絶とを語っていたから、ヴェルテムベルクの国法学者と、ゲッティンゲンを追われた法哲学者との個人的交渉は、この四〇年代(前半)が最も盛んな時期であり、そのごは次第に遠ざかっていったと推定される。エーリヒ・アンガーマンによれば、モールはフランクフルト国民議会の状況について、四八年六月四日付の妻パウリーネ宛の手紙で、自分の所屬している憲法委員会の審議テンポの遅さを嘆いて、つぎのように述べている。「これら北ドイツ人たちが演説や動議提出に

どんなに夢中になつてゐるか、ものすごいものだ。僕の友人アーレンスは、もつともひどい連中の一人だ。かれは折にふれて、自分の哲学の全章をひけらかしている。さらにそれに加えて、まったく別の立場のオーストリア人たちがいる。⁵⁶⁾」

とはいえ、一八五〇年代になつてからも、モールはいくつかの著作において、アーレンスの「社会」論を高く評価しているのであつて、それを可能にしたものは、モールが保持していた、国法論における哲学的基礎を重視する見地にほかならなかつた。

このばあい、モールは西南ドイツで初期立憲体制として成立していた実定法秩序に立脚しつつ、「法治国家」が行政（法）的手段をつうじて果たすべき共同生活支援のための多様な給付行政的な役割（ポリツァイ活動）に注目したのに対して、アーレンスのほうは、クラウゼの哲学における倫理的・目的論的な「法」概念と社会的観点とを継承して、「善」の実現という「生（生活）目的」概念から生（生活）の秩序の基礎範疇としての「生活圏」概念を提起し、具体的な「生活諸関係」としての「社会」の概念によつて「国家」を相対化する。したがつて、両者の関心は、国家と社会との関係に収斂するのだが、この関係性の問題は、モールにとっては、個人と市民社会との自律性すなわち私的自治を優先して、その足りない部分（私的自治の達成をはばむ外的障害物の除去）を国家のポリツァイ活動が補完し助成するという、モール自身のポリツァイ論における補助性原理の中に構成化されていた。そしてこの原理を支えていたものは、すでに一八三三年の『法治国家の諸原則からみたポリツァイ学』（第一巻）の初版の段階から、国家を多様な「生活目的」を達成するための一手段とみなして相対化するモールの目的・手段関係論的な「国家学」の視野なのであり、この見地は、他方に「社会学」へのモール独自の

の展望をはらみつつ、各人の能力の自由で自主的な「開展」という理性主義的な「生活目的」⁵⁷⁾、「国家目的」論を、実定的な初期立憲国法論の哲学的基礎づけとして保持していた。アーレンスは、ほとんど同じ問題を、「善の秩序」としての「自然法論」の次元で質料倫理的に語ったのであり、そのような文脈の全体が、とりもなおさずドイツにおける「社会」の発見と「社会の学問」の形成、そして社会改革ヴィジヨンの提起にまで及ぶ構造的歴史プロセスの、実質的に重要な一面を意味していた。こうしてアーレンスは、レーダーやレオンハルディなど同門のクラウゼ派を除けば、目的論的「国家学」に依拠した国法学者モールに、最適の理解者を見いだすことができたのである。

五 「社会」の発見

一 モールは、学問の実証主義的「脱政治化」の進行した十九世紀に、「政治的学問」としての「国家学 Staatswissenschaften」の目的論的総合性の維持と発展のために生涯をとおして尽瘁したが、とくにテュービンゲン時代（一八二四—四五年）は、モール自身にとっても、また、かれが精力的に拡充に努めたテュービンゲン大学国家経済学部にとっても、きわめて実り多い時代であった。かれは、当初は法学部の員外教授（一八二四—二七年）であったが、早く正教授職について新家庭をつくるべしという父の希望に添って、国家経済学部に移籍する。その際に、一八一七年の同学部創設時にフリードリヒ・リスト（Friedrich List, 1789-1846）が最初に担当した講座「国家行政実務 Staatsverwaltungspraxis」の教授職（リストは一九年に辞職）を、「国法学、政治学、ポリツ

アイ学、および国家諸科学のエンツィクロペディー」という新名称で引き受けた（一八二七年）。この長い名称がすでに国家学の対象分野の広さを示唆していたが、モールは折にふれて積極的にみずからの「国家学部」構想を語っており、それは、穩健な教養市民層の育成にとって政治的知識の公教育が不可欠だと考えて、司法官吏向きの法学教育とは別に、行政職向きの国家活動関係諸分野の教育体系の必要性を主張するためであった。たとえば一八四〇年に、「ドイツの大学における国家学部の設立について」と題した論説において、国家学を「科学的に十分発達し、また実践的にも理論的にも必要とされるに至っている学問」の一つとして位置づけ、その講座体系としては、公法学、政治経済学（財政学を含む）、統計学および政治史、行政法学、以上四講座と、産業技術学と農林経済学の私経済系二講座、あわせて六講座を擁することが必要であると主張している。⁽⁵⁸⁾

また実践面でも、モールはその家門の力を活かしてヴュルテムベルク政府に働きかけて、まず一八三〇年に学部にて学位授与権を獲得し、ついで三七年には国家経済学部での教育に上級行政職のための資格取得に必要な性格を得させて、国家官吏試験で法学と国家学とを同等に扱つて授与するに成功した。⁽⁵⁹⁾ 学位授与権の獲得によつて、モールは二人の弟子クリストフ・シュッツ（国民経済学）とカール・ハインリヒ・ルートヴィヒ・ホフマン（行政法）を育てて講座を得させ、ヨハネス・ファラティの政治史・統計学の講座も新設して（以上三名は四二一年に正教授）、国家経済学部の講座数を三つから六つに倍増させたから（既存講座はモールのほかに農林学のクナウス、産業技術学のフォルツ）、四〇年の右の論説の国家学部六講座構想がそのまま実現したことになる。⁽⁶⁰⁾

さらに、一八四四年にモールの主導により同学部と同僚たちを共同編集者として『総合国家学雑誌 Zeitschrift für die gesammte Staatswissenschaft』が創刊されたことも、特筆すべき業績に属する。⁽⁶¹⁾ その創刊号は冒頭に、右の

六教授連名の「一八四三年十二月付の「序言」を掲げ、そこではまず、「ドイツでは現在、国家・社会生活の総合的諸課題を学問的に論究することを任務とする定期刊行物は決して無駄ではない、というわれわれの確信」を語り、その「総合的国家諸学」の対象分野として「国法学および国際法学、政治経済学の全領域、ポリツアイ学、政治学、統計学および国家史」を列記し、「われわれの望むところは、生活と学問とが相互に浸透することに寄与することである。われわれは、学問的諸問題の実際の価値と、外的生活の諸現象の理論的意義とを自覚したいと思う」とそのねらいを記している。そして最後に、「時はたしかに、学知と生活の一時代の終わりに達しているが、しかし事物の新たな形成の始まりにも立ち至っている、そしてそのどちらも学問にとつての主題である、われわれはそのように考える。したがって、たとえばパウペリスムス、プロレタリアート、労働の組織化、アソツィアツイオン、国際交易が、われわれによつてしっかりと注視されるであらう」と述べている。⁽⁶²⁾社会問題にかかわるこのような概念用語を列記したこの「序言」は、モールが同年二月に作成したオリジナル草案に対して同僚たちが政治的配慮から修正を求めた結果、草案の表現が和らげられて成立したものである。モールのオリジナル版では、たとえば、右の最後の文章の末尾は「……国際交易が、たんにA・スミスやB・コンスタンの目で考察されるだけでなく、われわれは社会主義者たちの教義の中にも、たとえそれがいかに粗野で誤っているとしても、時代の重要な兆候と、現在とは大いに異なつた将来への発展の一つとを認識するのである。」と表記されていた。⁽⁶³⁾モールは、こうして新雑誌の基本的方向性についても、たんなる純粹理論や現状報告などにとどまらぬ政治的実践性をはつきり志向し、「総合国家学」が政治的学問として担うべき「学問と生活との相互浸透」という課題の自覚において、率先して同僚たちをリードしたのである。

そういう最も充実した時期であつたのだが、モールは、翌四五年秋のヴュルテムベルク邦議會下院議員選挙に立候補したさいに記した政府批判の私的言説の漏出によつて教授辞職を余儀なくされ、テュービンゲンの國家經濟学部は突然その支柱を失うことになつた。モールは、二年後にハイデルベルクの法学部に「行政法学および関連諸学問」の教授として迎えられたが、そのこも五二年まで『総合國家学雜誌』の共同編集者にとどまり、翌年以降は協力者として同誌との關係を終生維持した。

二 そのモールが、産業社会の到来に対応する新たな学問分野として「社会学」の樹立の必要性を本格的に提起した作品は、さしずめ、ハイデルベルク時代（一八四七—六一年）の五年目にあたる一八五一年の論説「社会学と國家学」⁽⁶⁴⁾である。これは、右の雑誌に掲載された合計二九編にのぼるモールの主要論説のうちの一つである。

この「社会学と國家学」においては、種族、諸身分（等族）、職業団体、ゲマインデ、宗教団体など、個人と國家とのあいだに多様かつ多層的に存在する各種の中間団体が、人間の共同生活を構成する「諸生活圏 Lebenskreise」ととらえられ、それらをモールは「社会 Gesellschaft」と呼んで、その独自の機能と國家固有の役割との關係、そして新たな「社会学」の成立可能性を問うた。その「社会学」の編成構想は、モール自身の國家学体系と相似的・アナロジカルに、一般社会学、教義的社会学（1. 社会法学、2. 社会道德学、3. 社会合目的性論）、歴史的社会学（1. 社会の歴史、2. 社会の統計学）、からなつていた。このようなモールの問題提起は、ドイツにおける「社会」の認識が、十九世紀の半ばに至つてその自立した学問領域を想定しうるまでに成熟しつつあつたことを示している。同時にそこには、本来ドイツ國家学の構成要素たる広義の官房学の一部 Ökonomik に由来した「國民經濟学」が、個人の行動原理の観点のみに終始する方法論的制約性を

すでに顕著に示していたことに対するモールの批判意識も、おのずから伴われていたのである。

モールにしたがえば、人間の共同生活について、古代ギリシア以来の連綿たる「国家論」の系譜とは別に、「いま初めて、つまりおよそここ五十年來、最初は無視され誤解された散発的な初期段階から次第に急速に最高度に重要になった、まったく新しいものが生まれている。」^(S. 9)「社会、Gesellschaft」という言葉が鳴りわたったのだ。それは、深い憂慮をもつて、他の人々からは悪意にみちた脅しをもつて語られている。……生活と学問の中で、社会の概念、社会の特別の存在、社会の必要性、社会の現在と将来が、否応なく思い浮かべられ、そして意識・意欲・思想のまったく新しい対象をもたらしている。^(S. 9)「一八四八年のフランスの国家変動」を見よ。「国立作業場」は「完全に破綻した」が、「現在の社会の敵」は、「バブーフ以来」、暴力に訴えることも辞さない。かれらは、「あれこれの統治形態のために」戦うのではなく、「さまざまな社会の旗をかかげている。しかもそうした動きが孤立したのではなく、大衆に広範な基盤をもっている」ことは、「自由な直接選挙で生まれたフランス立法議会の議員のほとんど三分の一が新しい社会理論を愛好しているという状況が証明している。」^(S. 8f.)

ここには、イギリス・フランス・ベルギーなど先進諸国における工場労働者問題や社会主義・共産主義の諸運動に対する、テュービンゲン時代以来のモールの深い関心が、さらに新たな段階に入っていることが読み取れる。「少し前までは、改善への希望はすべてただたんに国家に結びつけられ、完全な人間的幸福はもっぱら適切な国家諸制度に期待されていた」のに対して、いまでは「社会の改善や変革」^(S. 7)がめざされている。こんにちの「新しさ」を示すものは、モールによれば、「社会」にかんするおびただしい文献の同時代的存在、思想の「諸体系」への深化、さまざまな「学派」の形成、それらの立場の「正当さ」への自負、「社会主義者」という立

場の存在 「以前なら実在論者か唯名論者、カント派かヘーゲルの支持者、法哲学者か歴史学派の人、という言い方があったように」、そして、あらゆる生活事象を論じる多数の新聞による社会的意識の拡大であった。(S. 9) こうした新事態の進行にもかかわらず、政治家だけでなく「学問でさえそれへの準備をほとんどしていなかった」(S. 10)し、本来外的生活に先行すべき「学問は、いまに至るまでみずからの課題にまだこたえていない」(S. 23)。いまこそ、「あらゆる面でわれわれを取り囲んでいる社会の思想」を明確に把握して、「生活と学問の中で」それを正しく位置づけることが不可欠である、と(S. 10)。グローバルな視野のもとでドイツ教養市民層の立場を代弁した現実主義者モールにとっては、「社会の正しい把握」によって学問上のこの欠陥を早急に是正し補うことは、二重の意味で必要であった。第一に、国家学の理論と実践のさらなる拡充のために、そして第二に、とりわけ「社会の問題 Gesellschaftsfrage」に対応するための正しい諸原理を獲得し、「社会革命家たちの諸命題」の中の誤りと真理とを弁別して「内乱 Bürgerkrieg」を回避するといふ、「まさにわれわれの時代にとって実践的な価値の最も高いもの」の達成のためにも、それは不可避の課題だと思われた。というのも、「もし共産主義的プロレタリアートの血なまぐさい旗が実際に掲げられてしまえば、殺到する群衆を」「正しい概念規定」や「社会の諸学問」で「撃退できる」わけがないからであった。(S. 24ff.)

固有の考察対象としての「社会」の認識が、旧来の学問枠組への反省をつながざるをえなかった点を、モールはつぎのように語る。これまでの「政治的学問 die politische Wissenschaften」の唯一の対象は国家であった。つまり、その視野にあったものは、もっぱら個人(国家構成員)と全体(国家)であった。「この両者のあいだに、それらからはつきり区別されて、なお一つの広大な領域が丸々存在しているということに、誰も思い至

らなかつた。「人々が国家とその命令によつてではなく、自分たちの直接的な必要の一致によつて、個別的ではあるが十分に強力な利害 *Interessen* によつて集合するさまざまなる有機体や生活圏、それらすべてに、誰も注意を払わなかつた。」(S. 12f.) たゞ「ある種の諸民族のばあいには諸身分 *Stände* の強力な存在が、国家とは異なる独自の「法的、道德的、地理的、歴史的な諸關係」を明示していたにもかかわらず、「人はこの有機体をその全本質において把握する必要も感じなかつたし、国家のほかに一般に多くのさまざまなる諸状態 *Zustände*

人々の社交生活の本質的な構成要素をなし、一方では諸個人と、他方では公式の國家と關係しながら、その兩者とは異なる諸状態 が存在するといふ普遍的な発見 *Entdeckung* へと論理的に導かれることもなかつた。」(S. 14) それは、モール自身の自己反省でもあつたのであり、この「怠慢」といふ点で「わたくしは同じ誤りを犯したから、自分も同様にその責めを負わねばならない」(S. 13)と述べた。

このようにモールが「社会」の「発見」について論じたとき、「自然学 *Naturwissenschaften*」における新発見と「政治的學問」における新思想とが對比されている。「人間の思想と行為を取り扱ふ學問、とりわけ政治的學問」においては、「新しい重要な思想ははるかにまれなことであり、し、それらは「實際の、または数学的な立証が不可能である」つえに、「ほとんどのつねに權利、利益、情念と衝突する」から、「しばしば長い間あからさまの反対、あるいは少なくとも黙殺にあつ」と。(S. 4)

しかしいま、モールは「人間の共同生活の現実」から、三つの異なつた「状態」を抽出する。(S. 28ff.) すなわち、第一に「個々の諸人格」とその相互關係、第二に「諸人格を一つの統一体へと結びつけている諸制度の有機体」つまり國家(および各人格に対するその關係)、そして、これまで正しく自覺されななまであつた第三

の状態。この最後のものは、一国内に併存する部族や種族、特定の家族の特権の世襲的承認（世襲貴族）、職業上の仕事（カースト制のように世襲制と結びついたものも含む）、所有（土地および動産、富裕層・中間階級・貧民とくにプロレタリア）、一定居住地での共同的生活（ゲマインデ生活）、そして宗教、という六つの原因性に代表される「社会的組織形態 *gesellschaftliche Gestaltungen*」である。たとえば「労働と所有」という要因でみれば、さらに労働者、企業家、資本家、大地主、小作人、小自営業者などの協同体が出される。（S. 35-41, 49-51）これらの原因性に共通する最も本質的な特徴としてモールが注目したのは、それらが「大きな共通の利害から自然に生まれる」という点、つまり利害の共通性と協同性（仲間関係）である。（S. 45）そこから「同じ習慣・風習・感情」（S. 36）、「共通の強固な意識」や「共通性の感情」と、「仲間でない人々との区別」（S. 42）が生じる。この第三の状態を右の第一の状態（個々の人格）と対比すれば、元来「人はまったく孤立して生きることができない」から他者との関係をもつが、「諸人格の生活の本質は自己への利己的な回帰であるのに対して、この自然成長的な協同体 *Genossenschaften* の本質は拡張と共同性 *Gemeinschaftlichkeit* である。」（S. 46）また、第二の状態（国家）との対比においては、国家活動はつねに「民族における統一理念」と「法律」とにもつづくのに対して、「特殊利害に由来する協同体」は、「断片的な生活目的のみ」をめざし、「国家とその意志からはまったく独立して、ただある特定の事実に対する人々の自然的な諸関係からのみ生まれるのである。そしてモールは、「みずから組織化する権利 *das Recht zu einer eigenen Organisation*」はどんな団体にもある、と認める。（S. 47ff.）

「ついでにこの第三の状態においては、さまざまなる「利害協同体 *Interessen-Genossenschaften*」が、諸個人の人格状態とも国家の統一性とも異なる「固有の人間関係」を形づくっているものであり、それを指して言うために「人

は社会、Gesellschaft」という単語を選んだ。「この呼称は最適とはいえないかもしれないが、すでに普通にヨーロッパの全言語で受容されているから、これを変更することは新たな混乱を生みかねない」、というのがモールの立場であった。「したがって、社会的な諸生活圏 gesellschaftliche Lebenskreise は、ある特定の利害から生まれる個々の自然的な協同体であり、それが形式的に整序されているかいないかは問題ではない。社会的な状態は、そのような強力な利害がまずその参与者に、しかしつぎに間接的にはその仲間ではない人々にももたらす諸結果である。最後に、社会とは、たとえば国家や大陸のようなある特定の範囲内に実際に存在しているあらゆる社会的組織形態の総体である。」(S. 46)そして、この「社会」の多様性、「社会的な生活圏」の数と種類の多様性は、利害の多様さ・強弱・相互錯綜性に起因しているが、利害の多様性のゆえに一人の人間が多層的に同時にさまざま「協同体」に参加することができるし、利害の共通性(たとえば「工場で働く人々」の共通の属性)は国境を越えるから「協同体」の範囲は政治的制約をつけないという点も、「社会」における大きな特色なのである。

(S. 44)

三 このように個人および国家から区別される「利害協同体」の総体として、「社会は固有の人間関係である」と認定される。したがって、この「社会」は、国家と区別されるものとはいえず、利害の共通性と協同性で結ばれた、多様に併存する各種の中間諸団体とそれらの全体を指しており、「社会」という語が一般に想起させる自立した均一の自由な市民から構成される単一の市民社会というイメージからは隔たった、それぞれ固有の「諸生活圏」としての諸団体なのである。このような諸社会の多層的併存状況の存在自体を十九世紀半ばの近代化のさなかに示すことによって、モールは、その「社会」の本質、その成立と発展を制約する諸法則、その存在がその参

与者と外部生活圏ともたらす諸帰結などにかんする「独自の学問的解釈の可能性」を提起して、(S. 52) 上述のように固有の「社会学」の体系を構想した。「個人人格」学とも「国家」学とも異なる「社会」学の樹立は、研究対象の特化によってそれぞれ固有の素材への専念、とりわけ国家学と社会学との分業を可能にし、「国家が行政官吏の知識に要求するもの」についても、「法律家と行政官との完全な分業」によって、行政官を「不必要な法知識の過大な負担から解放する」という「歓迎すべき」結果をもたらすだろつ。(S. 53ff.) モールの「社会学」構想は、このような政治的・教育政策的な展望をも含んでいたことは看過されるべきではない。しかし本稿の文脈で格別の留意を求められるのは、国家学者モールによる社会学の観点が、つぎのように「個人」ベースの「国民経済学」における本質的限界に対する認識を基礎づけていたという点である。

新たに「社会学」を確立することは、私法と公法に振り分けのできない境界領域に「社会法学 Gesellschafts-Rechtswissenschaft」の分野を用意し、また、社会関係における道徳的側面を扱つ「社会道徳学 Gesellschafts-Sittenlehre」を生み出すが(S. 59ff.)、やはり、それぞれの「社会的生活圏」による目的達成に向けた行為の仕方、つまり「賢明や Klugheit と 合目的性 Zweckmässigkeit の観点」にかかわる「社会の合目的性論 Gesellschafts-Zweckmässigkeitstheorie (社会的政治学 sociale Politik)」あるいは「社会の政治学 Politik der Gesellschaft」も社会学の不可欠の構成要素として成立し(S. 61ff.)、それは目的達成手段の賢明な調達にかかわるいじょう、「国民経済学 Volkswirtschaftslehre」との関係が問われねばならなかった。モールにしたがえば、「ドイツの学問の意味での」純粋国民経済学「つまり経済理論」は、固有の社会的な生活を想定しなければ、学問の体系の中で論理的に正当な地位を確保することはできない。というのは、はっきりと国家の外部にその対象をとらえる学問を、なお

国家学に入れようとするのは自己矛盾であるからだ。」(S. 62)したがって、「国民経済学(狭義の National-Ökonomie)は国家学には含まれない。」(S. 14)しかし本来、国民経済学は、「労働と所有を核心とする、最重要でどこにでも存在している社会的組織形態の一部分」を扱つから、「社会の政治学 Gesellschafts-Politik」の中に位置を占める。」だが、国民経済学における「財の性質、その生産、分配、消費にかんする論究の大半」は「個々の人格にかんして」なされており、社会的組織形態は考慮されていない。「社会の政治学」の方は「諸個人の共同的な経済関係を対象とする。」したがつて論理的に考えれば、国民経済学は主体によつて二つに区分されるべきであり、「人格学では自然および他の諸人格に対する個人の財関係にかんする理論が、社会学では自然的な諸協同体の経済的側面にかんする理論が、それぞれ扱われるべきだということになる。」(S. 62f.)

たしかに、「個人の経済的利益と社会のそれとは敵対関係にあるという、あの大胆で危険な改革者たちの訴えの理由は、周知のとおりであり、かれらは、われわれの国民経済学がそれを認めず、阻止しようとしてもいないから、無情で鈍感だと非難している。」「こつした対立を「調停」し、誤りをただすには、「諸個人の経済に関する理論と社会の経済状態にかんする理論とを区別し、それぞれ個別に探究することが不可欠である。」「イギリス人やフランス人が拒否している「われわれの三分割」、すなわち「純粹経済学」(経済理論)と国家生活分野にあたる「国民経済育成」(「経済ポリツアイ」ないし「経済政策」)および「国家経済学」(財政学)という区分は、それ自体としてなお存続するかもしれないが、「政治的学問の体系」においては、「人格学に属する部分」と「社会の政治学に含まれる部分」とが区別されるべきである。」(S. 64.)

こつしてモールは、「固有の社会的な生活を想定」することによつて、経済活動の主体として「個人」とは別

に「自然的な諸協団体」を設定する必要性を説いた。そしてこのような「国民経済学」への限界認識は、「社会」という「きわめて重要な生活圏の承認」によって、「国家をアトムの総和 *ein Aggregat atomistischer Einzelner*」として理解することはどんな修正をほどこしても永久に不可能になった」(S. 67)というモールの判定、「純粋経済学」の方法論的基礎(とくにラウガスマスから抽出した、利己的な諸個人の関係を因果関係で擬似自然法則的に説明する方法の前提をなす人間・社会観、そしていつそう典型的にはベンタムの功利主義が体現していた方法論的個人主義)の否定を含意する判定と、結びついていたのである。そして、モールの「鳥瞰」にしがえば、このような「社会」の認定はこれまでの国家学に甚大な「変化」をもたらすはずであつて、たとえば「一般国家論」においては、「人間の社会的な分節構成 *Gliederung*」の多様性と分岐状況」は、「国家における国民生活の一体性という特徴を、以前よりはるかに強く前面に押し出すことになる」し、「国家目的」の拡大と「生活目的」の明瞭化(「最重要の諸利害に結びついた結晶化」)が進展するだろう。また、国家成立論では、「自由な合意による国家設立」を説く契約説への経験主義的非難に対して、「人間の自由な意志の権利を守る」という「決定的な利益」が示されるだろう。さらに国法学の分野では、「教会に対する国家の関係、団体法 *Verbandsrecht*、営業とりわけ工場制度の組織」など、新たに「さまざまな社会的組織形態」の法関係が成立し、そこでの国家規制のあり方が論点として浮上するだろう。(S. 67ff.)

四 さて、以上のような「社会」認識の意義と波及力とへの展望をたずさえつつ、モールは、文献史家らしく、「社会」の固有性を認識できなかったといつこれまでの「誤り」を、著述家たちの諸文献の簡明な大観をとおして例示している。ルソーは、「社会」契約を論じながら、国家形成を「直接諸個人の意志から」説明したと

いう意味で、「社会の思想をまったく知らないままで終わつた」し、「カントと、かれの多数の、これほど長く専一支配してきた信奉者たち」も、個人と国家しか想定していない。シュタールは、「国家の構成要素」としてゲマインデ、諸身分、仲間組織をとらえているが、それらを国家に従属させ、本来あるべき姿とは逆に「社会は国家のために奉仕する手助け」とみなされているし、「社会という大きな自立した概念はまったく探求されていない」。(16f)そしてヘーゲルのばあいには、その「市民社会」は現実の生活ではないし、国家の外にある有機体でもない。それは、この学派の哲学全体で想定された手続きを用いて、正・反をつうじて和解に至るためになされる一つの論理的手順の一部分であるにすぎない。「そこでの「社会」とは、「人間共同体に対する、まだ幾重にも野蛮で実利本位に不正な諸要求の体系以外の何もでもなく、その浄化と補正に国家が指名されている」。したがって、「たんに形式的な手続きのために、現実の客観的な性質がまったく排除され、その結果、すぐそばにある真理が不自然に見過ごされてしまっている」。(S. 18)

これに対して、「社会の概念の鮮明化に貢献した著作群として、モールはつぎの二種類を挙げる。第一は、「現在の社会の変革」をめざす「サン シモン主義者、社会主義者、共産主義者」の著作である。それらは「平等の原理」に立ち、「現在の社会の経済的側面」を「個人の世襲財産と自由な売り込み競争のシステム」ととらえ、それに由来する「社会構成員の多数者の苦悩」を克服するために諸改革を提案しており、学問的課題の解決のためにもおおいに刺激や示唆を与えているのだが、経済関係を偏重する「まったく狭い、したがって誤つた観点」による制約が明白である。(S. 19f)第二は、「みずから実践活動をおこなう意図はもたずに、生活と文献における新現象を客観的・学問的に把握しようとする、いまだ少数の試み」であり、この点でモールがとくに留意した

のはローレンツ・(フォン・)シュタインとアーレンスであった。

モールは、すでに一八四三年一月にアウクスブルクの『一般新聞』上で「社会主義と共産主義」について論じて、この「不気味な問題」への読者の注意を喚起したさい、その前年秋に出版されたシュタインのデビュー作『こんにちのフランスにおける社会主義と共産主義』を取りあげ、その「ヘーゲル風」の用語法への拒否感を隠さなかったとはいえ、「きわめて注目すべき重要な著作」として「推薦」していた⁽⁶⁵⁾、モールが「社会学と国家学」を書いた前年の一八五〇年には、シュタインの右の著作の第三版に相当する新著『フランス社会運動史』が公刊されていた。五年のモールの評価にしたがえば、シュタインは、四二年の作品によって、「社会運動の最も才気あふれた観察者にして注釈者という名声を、疑いもなく永久に獲得したし、社会の思想を学問的に把握し発展させようとするかれの努力は、われわれドイツ人にとって出発点でありつづけるであろうが、それにもかかわらず、社会の中に、本質的には、労働に向けられ所有の体系によって秩序づけられた関係だけしか見ないという事態に陥ってしまったている。」五〇年の新著では、かれはたしかに社会にかんする見方を「おおいに拡張したが、それでもなお、完全に自由な見地にはまだ到達していない。……シュタインはわれわれに完全な真理を開示することはできないということ、かれのあまりにも狭い社会の概念からして、おのずから明らかである。」(S. 211) こうしてモールは、自分より十六歳若いシュタインから、たしかにフランスの「社会主義」(サン・シモン、フリーエ、ラムネ、ルルー、プルドン、ルイ・ブランなど)および「共産主義」(バブーフ)の実相、そして「国家」とは区別された「社会」という概念(société)を学んだとはいえ、「社会」をもっぱら所有と獲得をめぐる利害の運動の場ととらえたシュタインの経済一元論的視角とヘーゲルの思弁は、多元的・重層的な「諸

生活圏」における生活目的・手段関係を展望しようとしていたモールの実務的な発想とは容易に相容れぬものであった。

それに対して、アーレンスにかんするモールの評価はいつそうポジティブであり、しかも一歩踏み込んだ批判は、多元的社会構成のとらえかたについて、それまで両者のあいだで断続的に積み上げられてきた精神的交流史の延長線上にあることが明らかである。すなわち、アーレンスは「完全な広い社会の概念をもっていることがおおいに賞賛されるべきであるだけでなく、かれは最新の著作において、以前には社会と比べて国家にはたんなる治安という狭くみすばらしい任務だけを割り当てていたのをやめて、より正しく内容豊かな概念へ移行したという点で、大きく進歩したということも、とくに強調されるべきである。」ここで挙げられたアーレンスの「最新の著作」とは、この前年、つまりシュタインの『フランス社会運動史』と同じ一八五〇年に出た『哲学的・人類的の根拠にもとづく有機的国家論』を指している。だが、モールの評価は手加減はしない。「しかしそれにもかかわらず、かれの議論をもつても、われわれは目標からまだ遠い。」かれの結論は「間違つたもの、まぎらわしいものである。つまりアーレンスは、人間の生活諸目的が、不可欠の社会形成諸力であることを非常に鋭く立証したあとで、人間の共同生活のさまざまな組織を列挙しているのだが、そこではまさに社会を抜かしてしまつており、むしろさまざまな社会的な分節組織の核心をそれぞれの組織にとっての目的の束として描き出している。」(S. 22)

その『有機的国家論』を見ると、たしかにアーレンスは、「人間社会の有機体全体」を「主体・人格的な分節組織」と「対象・目的的な分節組織」という二種類の系列に区分したうえで、両系列の単純な組み合わせを図示

している。つまり、主体としては、人類連合、國際的連合、國民、ゲマインデ、家族、個人、以上の六つ、対象ないし目的としては、宗教、道德、學問、教育、芸術（美）、産業（農業と工業）、法、以上の七つであり、六つの主体のそれぞれが七つの目的対象をもつと想定されている。⁶⁶⁾ 言い換えれば、ここでは、主体の側にはゲマインデ以外には中間団体は存在しないため、モールからすれば、七つの諸目的を追求する肝心の「社会」的諸団体が見失われているということになる。その意味で、「かれは自分の成果をあげた途端に、まさにそれを自分でこなこなに粉碎して、これを別の物の中へ投げ入れてかき乱している」(S. 224)と、モールはアーレンスの構想を批判するのである。

したがって、シュタインとアーレンス以外の若干の作品を含めて、「社会」については「現在まで學問はその課題に應えていない」というのが、モールのここでの結論であり、それに対して、モール自身は上述のように、部族・種族、世襲貴族、職業、所有、ゲマインデ、宗教、という六つの原因性にもとづく「社会的組織形態」という概念を抽出し、それらの特質を利害の共通性と協同性（仲間関係）に見いだして、「断片的な生活目的」をめざす自生的な「利害協同体」として「社会」を定義つけたのであった。しかし、モールのそうした「社会」への関心は、以上のような評価と批判の言説から、とくにアーレンスの「生活諸目的」にもとづく「社会」形成論と、シュタインの所有と獲得をめぐる利害運動論からの刺激によって熟成されたものとみることができる。⁶⁷⁾

この論説「社会学と国家学」の四年後に、初出諸論説をすべて丹念に改訂した論文集『国家学の歴史と文献』第一巻を公刊した際、モールはその第一論説に右の五一年論説を「国家学と社会学」と前後倒置・改題して据え、

つぎのように述べている。「クラウゼの哲学の傑出した弟子「アーレンス」は、すでに以前の著作において、自発的な諸社会〔諸団体〕Gesellschaften と結社の権利〔団体法〕Vereinigungsrecht に、国家の中のまったく固有の、きわめて重要な地位を認めていた、ただし、もしかしたら実行可能性という点では全面的に正しいとはいえないものだったかもしれないのだが。その「か」は、もちろん現在のところはようやく緒についたばかりの、新しい著作では、さらに大きく進歩している。しかしここではとにかく、かれは、さまざまな有機的な生活圏の完全で自由な概念と、それら生活圏と国家との本当の関係をとらえたということ、この点は無条件に承認されねばならない。だが不幸にも、それにもかかわらず、いままなお、かれの議論をもつても、われわれは目標からまだ遠い⁽⁶⁸⁾。」と記して、「上記の『有機的国家論』での自己「粉砕」への批判をくり返している。

しかし、右にみえる「以前の著作」における「自発的な諸社会〔諸団体〕と結社の権利〔団体法〕」というアーレンスの着眼点は、主著『自然法論』の初版を対象としたモールの書評では言及されていなかったものであり、モールは、ここで言う「以前の著作」とは『自然法論』の第二版（パリ、一八四四年）および著者自身の改訂したドイツ語版（ヴィーン、一八五一年）のことだと注記しているから、初版から第二版までのあいだで、アーレンスにおける「生活圏」認識の「団体法」概念への拡張という発展があったことが推定される。一方、モールの側でも、学問的地位を確立した処女大作『ヴュルテムベルク国法論』について、初版（一八二九年）の第一部（憲法）と、第二版（一八四〇年）の第一巻（憲法）とをくらべてみると、全体にわたって各所に加筆・補充がなされているだけでなく、「国家市民の諸権利」の章の「一般的な国家市民権〔法〕」の節で、新項目として「アソシアツィオンの権利〔法〕 Associations-Recht」が追加されている点⁽⁷⁰⁾は、このかんのモールとアーレンスの

あいだでの相互影響の可能性を考慮させるものとして留意されるのである。

六 カントとクラウゼ派

一 モールが、純粹な実定的国法学にはまだ徹しきらずに、むしろ伝統的な国家目的論の視野で国法論の哲學的基礎づけを重視していたことは、その諸論著をつらぬく基本姿勢であつたが、この点は、たとえば上述の『国家学の歴史と文献』(全三巻、一八五五—五八年) 文献渉獵への一貫した、並々ならぬモールの熱意の結晶

第一巻に収められた一論説で、「国家学全体の、完全で論理的に正しい外形的編成」を構想した際、公法学を国法学と國際法学とに二分し、さらに国法学を「哲學的国法学」と「実定的国法学」の二分野で構成させている点に示されている。⁽⁷¹⁾そして、それをみずから実践して關心の所在内容を明示しているのは、同巻所収の「哲學的国法学の歴史の基本特質」⁽⁷²⁾と題する論説である。これは、いわばモールによる法哲學史的展望であつて、全体は古典古代、中世、近世の三部編成であるが、その中心をなす近世では、法と国家の概念をめぐる、マイナーでも新しい諸傾向をも視野に収めつつ、a「人格的自由を基礎とした悟性的な国家観」(S. 219)としての「法治国家思想の発生と形成」(グロテュウスに始まり、イギリス、オランダ、フランス、ドイツ、イタリア、アメリカ合衆国の諸思想)、これに對抗し、またはこれを補完しようとする、b「法治国家との戦い」(アーダム・ミュラー、シユタールらの神權制論、バークとハラール、歴史法学派、有機体論)、そして以上の諸対立を和解させる試みとして、c「包括的諸体系」(ヴェルカー、ブルンチュリら)、さらにd「社会学と哲學的国法学」の四分類

十九世紀ドイツの自然法論と「社会」の発見

で批判的展望を試みている。

ちなみに、ここで歴史法学派がbに含められているのは、この学派が法と国家を当該民族の歴史具体的形成物ととらえる発想を持ち、「国家とその目的を抽象的な諸原則から導き出すことに断固反対」(S. 258)する立場だということ意味においてであって、その私法学における近代的な意思主体としての個人の形式的把握が主題とされているわけではない。モールは、「一般にさまざまな国民性の欲求や表現は、ある高い理性法則の中でのみ根拠をもつのであり、したがって、この法則が探求され、国家哲学の頂点に据えられねばならない」と考えているから、こうした実質的・人倫的な理性主義の立場からすれば、歴史法学派はその歴史主義によって、「国家という思想に内容を与え、諸民族のさまざまな状態を承認するように促す」ことになった点が評価されるのであり、それにもかかわらず、歴史相対主義を乗り越えるための「ある高い理性法則」という支柱を欠いている点が批判されるのである。その意味では、この支柱の欠如は近代主義における形式主義の特質につづじるであろう。

ところで、右のaにおけるドイツでの展開については、まずカントの先行者たち(プーフENDORF、トマージウス、ヴォルフ)の教義は、「臣民の権利の確保よりも、充溢した国家権力と形式的には無制限の君主の命令権との根拠づけの方をはるかにめざしている」(S. 240)として、簡単かつ否定的に扱われ、つぎに、そうした限界を超えてドイツの法治国家論に「本質的な進歩」をもたらしたものととして、カントが論じられる。

すなわち、カントは法の根拠を、「実践理性にかなったもの、言い換えれば、理性的な思考方法にしたがって形成された意志」だけに求め、そこから、第一に、国家を形成する人々の結合を、社交性や利己心などの個々の性向によってではなく、「人間の理性的自然」そのもので説明し、第二に、「理念から展開された国家が、経験の

中で存在するすべての国家にとつて規範であり、したがって哲学的法治国家は、たんに学問的諸命題の論理的に正しい体系ではなくて、即目的に妥当する永遠の法の要求なのだ、ドイツで初めて表明し、そして第三に、強力な国家権力の基礎づけだけでなく、「国家の中の諸個人の諸権利の探究と確認をも企図した」(S. 241)と、その革新性の意義が高く評価される。「ところでカントとその学派は、国家を人間の主観的自由の上に築いており、この自由は、その外的行為においては、ほかの同等に自由な人々との共存の不可欠性によって制限される。国家は、この理性にかなった外的な共同生活を保護すべきものである。つまり、国家の唯一の目的は、個人のための法的安定性 *Rechtssicherheit* であり、この目的にあてはまらないものは、国家活動の対象ではないのである。(国家に先行し、また国家の目的のために同様に役立つ、社会的な組織というものは、どこにも問題になっていない。)この国家は、人々の自由の力で実現するのだが、それは、黙示的であれ明示的であれ、契約によるしかない。しかしその権力は三つの部分に分裂し、そのうち立法は本質的には国民によって行使されるべきものである。以上のような教義は、たしかに師自身によって詳細かつ完全には説明し尽くされていない。

しかし数多くの弟子たちが、さまざまなやり方でそれをより完全なものにし、加工した。」(S. 241f.)

このように、モールはカントの理性理念論の革新性のメダルの反面として、現実の国家の権力と活動を十分に説明しえていない点を、「社会的な組織」の無視とあわせて批判した。したがって、カントとその影響力を、つぎのように総括している。「カントの国家論・法論ほど広く賛同を得た理論は、ほかにはほとんどないだろう。それは、ドイツの教養が広がっているところであればどこでも、一世代以上の時代にわたって、無条件に支配的な教義であった。しかもそれは、それ以前のものとはおおいに異なり、まったく普通に、教養ある人々の意識に

もなり、その結果、立法と実定的な国家諸制度に巨大な影響を及ぼした。しかしこれは、明白な諸欠陥をとまないつつなされたのであって、とりわけ、明らかにあまりにも狭い国家目的規定、国民の中のいつさいの自然発生の組織や、国家の一般的・人間的な不可欠性を無視していること、といった欠陥である。しかし、この「カント」称賛の理由はいろいろあつた。たしかにまず第一には、教義自体の巨大で多様な功績があつた。しかしつぎに、一部は弟子たちの著述活動も寄与した。けれども、とりわけ、その教義が近代の消極的自由観と一致していたことによつていた。ここでは、個人の利己的な個別化 *die selbstsüchtige Vereinzelung des Individuums* が完全に正当化された。」(S. 242f.) この意味において、たしかにモールは、ドイツにおける私的自治の原理の確立者としてのカントの歴史的位置をはつきりと見抜いていたのである。

二 しかしここまでは近代の前半であつて、モールの学界展望眼は、「次第にカントの専一支配に代わつて多様な哲学体系が登場した」ことをとらえる。それらは、とりわけ「社会」の概念、あるいは「国家と社会の真の関係」について問題提起していることに意義が認められる。まず「ヘルバルト」のばあいは、第一に、国家的目的を、「人々が意志統一して結合しつるいつさいの(もちろん道徳的に許される)諸目的の支援」ととらえることによつて、「カントの国家制度の消極的本質が取り除かれている」こと、第二に、「人間に内在している実践的理念を遂行するために互いに結びつく各種の自発的な仲間結合 *Gesellungen*」の想定によつて「社会」が適切に認識されていること、この二つが「重要な新しい考え」として評価される。(S. 243f.) このヘルバルトは、ケーニヒスベルクのカントの講座の二人目の継承者(一八〇九—三三年)として、また、とくに教育学と心理学の開拓者として知られるヨハン・フリードリヒ・ヘルバルト (Johann Friedrich Herbart, 1776-1841) である。かれは

イエーナでフィヒテの熱心な弟子となるが、そのこヘルンおよびブレーメン時代にベスタロツツィの教育学に目覚め、ケーニヒスベルク時代の前（一八〇二—〇九年）と後（一八三三—四一年）はゲッティンゲンで教育学と哲学を講じた。その立場は、カント、フィヒテからヘーゲルまでの思弁的観念論に明白に敵対する哲学的实在論であつて、その教育学の目標を、「美学的に機能し、内面の自由、完全性、好意、法（または公正）、正当性」という基本理念を示して、その实在の中心として神を要請する、実質的な倫理に置き、客観と主観分析と総合の複合的視点に立つたから、「同時代の中では久しく精神的に孤独であつた」点とあわせて、クラウゼの実質（質料）倫理的な立場と通底するところが多い。ヘルバルトがフィヒテのもとを去つて家庭教師としてベルンへ移動した一七九七年に、今度はクラウゼがフィヒテのもとで学び始める。そして一八三二年にクラウゼがゲッティンゲンの私講師の職を追われて二年後に、ヘルバルトがケーニヒスベルクからゲッティンゲンへ戻つてきて、三七年の「七教授」事件に学部長として対処する。⁽⁷⁴⁾

ヘルバルトは三三歳の作品『一般実践哲学』（一八〇八年）で、つぎのように「社会」を、ある目的に向かう意志を共有する団体としてとらえていた。「交易 Verkehr」においては給付 Leistung が交換される。交易する人々は、さまざまな目的をもつて相対するのであり、各自は、自分の目的を達成するために、他者の目的を手段として受け入れる。互いに精神的な空虚を充たすために集まるにすぎぬばかりでも、そうした人々は、ある保存の対象を共同で追求するやいなや、すでに交易を超えている。言葉をもはや硬貨のように交換するのではなく、ある対話への寄与として言葉を注ぎ込むやいなや、そのものだ。そしてまさに、もはや相互給付などを気にかけないのだから、かれらはいま、社会を形成しているのである。ノしたがつて、各人がなにか自分のものを自分のため

に求めるかぎり、まだ仲間になつていない nicht gesellet sein のであり、ある考え方のように、何かを共有するやいなや、仲間になる sich gesellen のである。／一体化し融合した意志がなければ、社会は存在しない。この意志が各人に存在するのは、それが他者にも存在するのだとかが前提するばあいだけである。⁽⁷⁵⁾「多数の人々がたんに一般的に社会を形成するのではなく、ある特定の社会を形成するものだ」とすれば、かれらの一般意志は、ある特定のものでなければならぬ。しかしどの意志も、その対象によつて、その目的によつて規定される。したがつて、社会は、その目的が確定するやいなや、ある特定の概念によつてあれこれのものとして考えられるようになる。／どんな目的なのか？ いきいきとした社会 besetzte Gesellschaft では、そんなことは諸理念が知つていゝる。実際、諸理念は、いつさいの私的意志から独立して、その目的を設定するのであり、一般意志の、したがつてまたそこに包含されているかれ自身の意志の対象について、その目的を認識するのを誰も拒めないのである。普通の社会では、少なくともある魂の仮家が成立する。つまり、すべての諸個人の選択意志 Willkür が、あなたが私的意志から独立して確定しているかのようになされるような、なんらかの目的を立てるからである。／どんな目的にこの仮家が付与されるかは、社会の理論的概念にとつてはまったくどうでもよい。ただ、社会の概念が矛盾したり、社会が不可能事をやってみよつたりすることのないようにするために、一度採用された目的に従つて社会の形態を恣意的に規定することは全面的に断念することが不可欠である。「ありうる全体目的の数だけ、ありうる社会の数もある。たんに一般的にそつであるだけでなく、各人にとつてもそつである。したがつて、ある人がたたくさんの諸社会の中に同時に存在することもありうる。つまり、それぞれの社会の共通の仕事のためにかれに課せられている諸給付を、かれが混乱することなく成し遂げることができるかぎり。相互に衝突が起こ

つたばあいは、多数の諸結合になんらかの序列を設けることで乗り越えることができる。人間の選択意志はまったく幾種類ものことを要求するから、実際に人はみな、たくさんの諸社会とかかりあうのを常とする。⁽⁷⁶⁾

このようなヘルバルトの「社会」団体論について、モールは、『国家学の歴史と文献』所収の前掲論説「国家学と社会学」でも言及し、ヘルバルトは「完全に正しく、社会の本質を、ある共同の目的へと向かう多数の人々の一致した明確な意志に見いだしている。つまりかれは、さまざまな人間諸目的が、ある共通した意志の対象となりうることを、まったく正しく認識している」と評価した。⁽⁷⁷⁾モールは、ヘルバルトの実在論の立場からの「実質的な倫理」の見地については言及していないが、その目的論にもとづく「社会」の認識は、カントやヘーゲルの観念論から距離を置いていた現実主義者モールにとっては、親近感を抱くことのできる対象だったと推定される。

ところが、ヘルバルトは右のように述べたあとで、つぎのように「社会」から国家への移行を告げる。「しかし、……それを得ようと努めることが人間一人一人の自然的欲求に根拠をもつような諸対象によつて一般意志が決定されるようになると、つまり、皆がいわゆる人間の実際の利害を抛り所とするようになると、社会のヴェールを借りていた交易がますますむき出しになり、その結果、誰も自分が十分だと思つより以上に一般市場の諸法則に従つ気にはもはやならないだろう。ノしたがって、もし社会が存続すべきだとすれば、なんらかの外なきずが必要である。人は権力を容認する、あるいは、一つの権力を設立する。社会は国家に変貌する。⁽⁷⁸⁾」

だからモールも、「こつして、最初はまったく正しい理解が、霧に浮かぶ影入道のように、また消え失せるのである」と⁽⁷⁹⁾と断じざるをえなかったのである。

一方、アーレンスは、ロテクとヴェルツカールの『国家事典 Der Staats-Lexikon』の第三版（一八五六—六六年）で「ヘルバルト」の項目を執筆し（一八六二年）⁷⁹「人々のさまざまな仲間結合 Gesellungen」と、それらの共存のために不可欠の権力としての国家の成立という論点をヘルバルトの社会論に見いだして、その実体的・経験論的見地を高く評価した。アーレンスにしたがえば、ヘルバルトのいう国家とは、「法」、「正当性」（報償と処罰）、「好意」（行政）、「完全性」（教育と文化）⁸⁰、「内面の自由」という、人間の意志の分類にもとづく五つの「実践理念」の実現をめざして、共同的意志で結ばれた「いきいきとした社会」を意味し、そのかぎりでは、家族、コルポラティブ・オーン、ゲマインデなどの「小社会」も「諸国家」とみなされる。但し、「同じ土地に多数の諸社会が形成されると、それらにとっては、それらすべてを相互に保護する、すべてに共通の一権力が必要となる。そこで、より包括的な国家が成立する。したがって国家は、権力によって保護された社会であり、国家の目的は、その権力領域で形成された、または、なお形成される諸社会の諸目的全体の総和である。」⁸⁰このように、ヘルバルトの国家は、仲間結合としての諸社会と、それら全体を権力で保護する大社会という二つの意味を担っていたのだと解釈すれば、モールによる右の評価と幻滅は、再考の余地が出てくるであろう。

そのようなヘルバルトの社会・国家論に対するアーレンスの評価の根底には、カントとその学派の形而上学的形式主義のもつ限界への認識と、それを経験論的に克服しようとしたヘルバルトの功績と限界という問題意識が存在した。アーレンスにしたがえば、ヘルバルトがその国家論で示唆したものは、「旧い自然法および形式的な国法論の制約された観点を超えた高次の方向性」なのであって、そこでは「国家は、正しく経験に即して、その歴史的な成立に向かって、人々の個々の仲間結合 Gesellungen から考察され、それらは小国家と名づけられてお

り、したがって、こんにちの国家は本来、家族、コルポラツイオン、ゲマインデといふさまざまな仲間結合のシステムなのである。」そして、「実際に重大なこの基礎的見地は、すでに早期にクラウゼによって、たんに示唆されただけでなく、分節化された gegliedert 人間社会にかんする教義へと詳細に展開されましたのである。」⁽⁸¹⁾これは、近代の機械論的 (mechanisch) 国家観に対する、クラウゼとアーレンスの有機的 (organisch) 国家観の表明である。「われわれの時代の支配的な方向性は、もちろんますます、いつさいの質的なものを量的なものへ変換することに向かっている。……しかし、国家学を、その根底において、機械論的諸原理から解放することが、以前にもまして必要である。」⁽⁸²⁾ここには、すでにアトムの近代原理を乗り越えようとするアーレンスのロマン的反抗の精神が香っている。ひるがえって、とくに認識論の次元についてみれば、「カントの体系では、哲学研究の経験的側面と理念的側面とが正しく調停されておらず、経験は相応の権利を認められずに、先験的なものが優位に立っていたから、そのはるかな帰結として、カントが理論領域と実践領域で立証したけれども有限な主観のレベルに固くとめておこうとした絶対的なものが、まもなく弟子たちによって、主観といつさいの経験とを超えて、主観の究極の根拠、無限の絶対的本質へと引き上げられ、そこに統合された。この絶対的な方向性全体に対して、いまやヘルバルトの教義は、明らかに対重をなすものであって、それは事物を経験に即して考察することを要求し、また、いつさいのものを飲み尽くす一全体 All-Eine に対して實在論的な多数性 die realistische Vielheit を、内的な運動と発展の原理に対しては存在と永続と不変の原理を主張するのである。しかし、この、それ自体としては明白な功績は、本質的にはつぎの事態によって引き下げられる。すなわち、ヘルバルト自身は経験論の方法を決して遵守せず、近時のドイツ哲学に支配的な精神の影響のもとで、ちょうどかれが克服しよう

として戦った哲学者たちがそれを別の方向に向かつておこなっていたのと同じように、仮言的 hypothetisch 要請的 postulierend に論を進めているのである。⁽⁸³⁾

こうしてアーレンスは、ヘルバルトの「仲間結合」論に、カントの先験的理念論に対する経験的歴史論の視点を認め、それは同時に、近代の機械論的形式主義を克服する有機的な社会構成論の端緒として位置づけられたのだが、方法的には、ヘルバルトは實在論者であると同時に、なお意志論的主観主義（理念論）の系譜に属するとアーレンスは理解したのである。とくにその法論の主観主義的基礎づけ（好悪の判断、Gefallen und Missfallen から出発する普遍的美学の立場）は、クラウゼとアーレンスの客観主義的な法原理からは区別されるべきものであったのである。

三さて、再びモールの「哲学的国法学の歴史の基本特質」に立ち帰ると、ヘルバルトのつぎに、同様の趣旨で、「クラウゼとその学派の国家論」が取りあげられる。かれらの国家論も「国家を合理主義的な国家観でとらえ、国家の成立を契約で説明する。また、権力の分立、究極の発展としては国民の支配権、「そして」ゲマインデ国家を想定している。」しかし、かれらの議論に固有の見方は、つぎの点にある。「第一は、新たな法の概念規定と根拠づけであって、法は客観的に把握されて、理性的な生のために不可欠のいっさいの外的諸条件の有機的な全体として理解される。しかし第二に、社会的な有機組織であるより高次の法人格が、国家の創設者たちの下に、国家活動の対象として受容されている。この二つの教義があらゆる面ですでに完全に正しさを理由づけられ仕上げられていると言つには、まだたくさん欠けているところがある。これまでの試みではさまざまな失敗もしているかもしれない。しかし、その思想は法治国家の教義にとつて重要であり、とりわけ社会の承認は、こ

の領域ではおおいに将来性がある。というのは、それは生活と学問の大きな必要性に應えるからであり、たとえ初めはたしかにまだ錯誤が混在したり奇妙なずれを起こしたりするにしても、その核心においては真実であるからである。しかし、この意味があてはまるのは、もちろん法治国家という類型についてだけである。そして、もつぱらこの最後のものだけを承認するのは、哲学の諸体系でつねにくり返される、もちろん避けることのできな一一面性である。」(S. 244f.) こうしてモールは、クラウゼ派の法・国家論に、「理性的な生」という目的のための「外的諸条件」としての客観主義的な法概念の新しいさと、「社会的な有機組織」としての「社会の承認」という二点に意義を見いだしていた。

さらにモールは、法治国家思想のドイツでの展開の最後にヘーゲルを吟味しているが、その結論は、「新しい国家概念を基礎づけるために用いられた弁証法的過程は、一般的な国法論にとつては、なんの成果ももたらさなかつた。」という辛辣なものであつた。抽象的法 主観的道德 人倫と、家族 社会 国家という、正・反・合にあてはめられた「二重の発展」の図式は、「そこで言われている反なるものがまったく恣意的に選択されているから、救いがたい欠陥に悩んでいる。」また、「実質的な面では、人倫法則の客観化という国家に割り当てられた任務は、一部は狭すぎるし、一部は国家だけに権限を付与された外的手段だけではまったく達成できない。」(S. 245.)このように、ヘーゲルの弁証法的観念論を恣意的な図式主義とみなすモールの否定的態度は一貫していた。

つぎにモールが「包括的諸体系」と呼んだものは、ヴェルツカー、ブルンチュリ、ツアハリーエなど、いずれも考察対象を法治国家に限定せずに、国家のさまざまな歴史経験的諸類型を相対化する視点に、共通の特徴が見

いだされている。とくにヴェルツカーの功績として、「国家はさまざまな国民状態に適合していなければならぬこと、また、諸国家の多様性は、たんにその形態だけでなく、とりわけその内奥の本質と目的に見いだされるべきであることを立証した」(S. 263.) 点が指摘される。このような歴史相対主義に対して、モールは、カントの理念としての『哲学的法治国家』論とは異なる実質的・経験主義的見地として共感を寄せるのであって、しかもたんなる相対主義をさらに乗り越える視野として、人文主義的(人倫的)理性主義の立場に立つのである。

そして、この「哲学的国法学の歴史」展望の最後に、あらためて「社会学」という新しい学問領域の位置価値について言及している。すなわち、「たしかに現在までのところはこの「哲学的国法学」という学問の取り扱いにまだ大きな変化を生みだしていないけれども、疑いなく、その発展の新たな一章の始まりと言ってよい出来事」、それが「社会」という概念の認定である。「これによって、哲学的国法学に二つの変化が生じざるをえない。

「第一に、国家の活動にとって多数の新しい任務が学問的に把握・展開され、それによって国法学の内容も増大する。第二に、国家を孤立した諸個人の意志または行為の産物とみなすような教義、あるいは、一般になんらかのやり方で個人の生活領域から国家へと飛躍がなされるような教義は、すべて見放される。」(S. 263.)

ところで、こうした変化への「刺激を与えた第一の功績が明らかに帰属するのは、社会主義者たち、つまり、国民経済の分野における、あの大胆で、幾重にも思い違いをしている危険な革新者たちであって、かれらは、個人的所有の方法と結果に、そしてそこから生まれる資本と貨幣の支配力に、不平等の体系と貧困の世界とを認め、それゆえに財産諸関係全体の、したがってまた当然にその他いっさいの生活諸関係についても変革を要求した。かれらは、たしかに社会の概念をまったく一面的に、つまり、たんに所有と労働の種類と大きさが生み出す

共同生活の諸形態との関係だけでとらえた。同様に、とりわけ必要な国家の諸形態についてかれらが折にふれて説いたことは、完全に間違っていた。つまり、共産主義の意味で民主主義を誇張して故意にゆがめたり実現可能なものにしたたり、あるいはサン シモンとともに知識階級の恣意的支配を提案したり、あるいは、どうにも仕方なく、一般的な強制労働施設に行き着いたりしたが、いずれにしても間違っていた。しかしそれでもやはり、かれらは鋭い批判の力によって、いままで誰も気になかった、少なくとも誰もその意味連関を把握したことのない重要な人間諸関係の存在に対する注意を喚起した。そこでかれらのあとに学問の人々が続いた。この人々は、一面では、社会主義者たちの間違った考え方や推論に攻撃を加えつつ、他面では、かれらによってとらえられた人間生活の側面を受け入れて、社会にかんする、より正しい教義を基礎づけようと試みてきた。この地歩が完全に固められ、新しい思想がさらに広く承認されるようになってはじめて、文献の潮流も疑いなく、いさよ豊かにこの方向に向かうだろう。いままでのところは、その端緒があるのみである。」(S. 263f.)

こうした批判と評価という両面指向性が「社会主義者たち」に対する、「学問の人々」の一人としてのモールの基本的立場であり、それは財産諸関係の維持を図りつつ、「社会」の問題を認識し、たんに「個人の生活領域から国家へと飛躍」する「孤立した諸個人」の発想を批判して、「社会」の学問と「社会」改革とを志向する。モールは、この論説の最後のパラグラフで、社会主義文献としてユーリウス・フレールベル(Carl Ferdinand Julius Fribel, 1805-1893)の『社会的政治学の体系』(第二版、一八四七年)を取りあげて、「高い宗教的・道徳的諸要求を承認しない唯物論的生活観」として批判する一方、「国家の中の社会の法的諸関係のために初めて基礎を据えたのは、アーレンスである。それが仕上げられるならば、この基礎がどの程度正しいかが明らかになるだろう。」

(S. 264)と述べて、重ねてアーレンスへの高い評価と期待とを表明している。

四 では、なぜモールがこのように「社会の承認」の意義を強調したのかといえば、上述のように、「社会問題」に正しく対処して「内乱」を回避するという政治的・実践的課題意識、および「社会学」という新たな学問体系の形成とそれによる国法学自体の豊富化という学問的パラダイム転換への関心、この二つの側面があったからである。ことに後者についてみれば、諸個人の理性的な生の営みは、現実には、自然に形成される「利害協同体」の空間としての多元的な「諸生活圏」の中で展開されるという経験的事実の「発見」は、モールも自覚していたように、アトム論的国家像を解体し、新たに「社会」をめぐる法関係と行政活動を創造するという意味で、重大であった。また、理性的な生という「生活目的」概念は、その目的の実現のための手段の調達にかかわる合目的な「社会の政治学」の形成を介することによって、現実の社会諸関係に対する視野を法と道徳の両面で醸成せざるをえないであろう。アーレンスは、道徳と法を、人間「使命」の追求という「善」実現のための二つの（直接的・間接的）「条件」として哲学的に位置づけるが、モールの方は、上述のようにみずからの「国家学」の体系とパラレルに、「社会学」体系の中に「社会法学」と「社会道徳学」とを構想するのである。

このような「社会」の発見は、カントの「哲学的法治国家」論における原子論的観念性をあぶり出す。モールにしたがえば、「アーレンスとシュタインという二人の才気豊かな著述家が、国家を人間社会全体の一部ととらえ、さらに国家自体をその有機体の中で把握し描き出す」という課題をみずからに課した。「社会に対する国家の位置づけ」にかんする議論はまだ緒についたばかりではあるが、「アーレンスは、個人人格と社会との諸生活圏に対する国家の関係を、鋭く、明瞭に、才気豊かに展開する」という大きな功績をあげている。そのような明らか

に正しい諸根拠と諸構成のうちに、学問がいずれまた殺風景なカントの法治国家観へ戻ったり、あるいは諸個人の個別意志から国家を根拠づけるという飛躍へ戻ったりすることは、もはや不可能なことである⁽⁸⁴⁾。同じ「理性」原理に立ちながら、モールがカントを「殺風景な」*killig*と突き放して評したのは、カントの国家論が意志論的形式主義に立脚して、自由の共存という公民社会の原子論的基本原理を説くにとどまり、集団的諸利害の錯綜した経験界（目的論の世界）への接近経路を有しないことに対する国家学者としての不満の表明にほかならずより積極的に言いかえれば、実定憲法・行政法に依拠した国家のポリツァイ活動の対象世界については、「生活圏」という「社会」の認識を欠いてはその実相を語る事ができないというモールの強い自覚を示唆している。そこから、個々の「社会」における成員相互の関係性という法と道徳の新たな問題群が広がるだろう。

モールは、そもそもヴュルテムベルク初期立憲体制の成立（一八一九年の憲法創設）という新次元のもとで学問的経歴を開始し、祖国と諸外国の実定的国法（憲法・行政法）論をみずから開拓したのであったから、かれにとっては、カント的理性法論は、長い自然法思想史の終極点として、すでに過去の事象であった。しかし、十九世紀後半に台頭する実定法至上主義としての法実証主義は、その法律学的構成の面でもまだ形成途上にあっただけでなく、「ある高い理性法則」や「高い宗教的・道徳的諸要求」を実定的国法論の哲学的基礎として実質的に重視したモールにとっては、厳密な法律実証主義は、生涯を通してなお異質な世界にとどまった。それが、自然法論から法実証主義への過渡期の人としての初期立憲主義者モールの、実質的な理性主義の立場であり、目的論的伝統に立つ「政治的学問」としての国家学の立場であった。実定法の哲学的基礎づけとしての「法哲学」に対するモールの親和性も、そのような「法哲学」自体にはらまれていた、自然法と実定法とを架橋する媒介的性質

に由来するように思われる。そうして、哲学上の立場という点では、いま待たれるものは、「諸個人の個別意志から国家を根拠づけるといふ飛躍」への後戻りではすにありえないでしょう。アトム論の形而上学的観念性を超えて、「生活目的」の実質を語りうる客観主義の立場だったといえるかもしれない。モール自身は、一貫して人文主義的理性主義の見地を固持したのだが、カントの法形式論に対してモールの抱いた距離感、かれをアーレンスの善実現のための手段としての法実質論へ引き寄せるであろう。

上述のように、モールは、一八五一年の論説「社会学と国家学」において、アーレンスが「人間の生活諸目的が、不可欠の社会形成諸力であることを非常に鋭く立証した」ことを高く評価しており、四年後のその全面改訂版「国家学と社会学」でもこの表現を踏襲している。この「生活目的」概念にもとづく多様な「生活圏」としての「社会」認識が、アーレンスとモールに共通する一つの基礎的な出発点をなすが、「生活目的」は、人間としての「生」の理念にかんするなんらかの実質内容の存在を前提とする。モールにとっては、近代的な「法治国家」における「生活目的」とは、「人間に賦与されたすべての精神的・肉体的諸力の、できるだけ全面的な、理性に従った開展 *Ausbildung*」である⁽⁸⁵⁾と、当初から表現されていた。では、アーレンスのばあいはどうか。「生の目的」論は、根源的な「善」と当為の認識を基礎として「Politik」を語りえたから、そうした見地は、「Politik」としての政策論を実践哲学的に支える一つの国家学的到達点を示すであろう。カントの超越論的主観主義と法形式論、そのごヘーゲルに至るまでの観念論を「Pantheismus」（万有内在神論）的な實在論の観点で克服しようとしたのがクラウゼであり、その客観主義的な法理解のもとで社会改革志向の法哲学的論理を示したのがアーレンスである。こうして、ようやくわれわれは、モールとともに歩む、やや長い迂回路を経て、あらためてアーレ

ンスの名著の扉を開き、その生活目的論の国家学的射程を検分すべき地点に達したよつである。

付言

テュービンゲン大学図書館所蔵のモールの遺稿類のうち、本稿で言及したアーレンスのモール宛書簡等の原資料 (MD 613-28) の利用にこころを、回図書館の対応にあずかった。また、上記原資料の判読に際しては、回図書館の Frau A. Iguchi, Frau A.-E. Bruckhaus, Frau S. Schötle, Frau I. Bauer-Klöden (Universitätsarchiv) の方々から親身の全面的な協力を賜った。この点を、豊かな良き想い出とともにここに特記して、深い感謝の意を表する。

(1) D. Klippel, *Naturrecht und Politik im Deutschland des 19. Jahrhunderts*, in: *Naturrecht und Politik*, hrsg. v. K. G. Ballerstein, Berlin 1993, S. 27-48, bes. S. 46. これに対して、たとえば『歴史概念事典』で長大な項目「自然法」を執筆したカール ハインツ・イルティンクが、歴史法学派の成立で筆をおいているのは、右の通念に忠実だったといつてよいだろう。Vgl. K.-H. Ilting, *Art., Naturrecht*, in: *Geschichtliche Grundbegriffe. Historisches Lexikon zur politisch-sozialen Sprache in Deutschland*, hrsg. v. O. Brunner, W. Conze, R. Koselleck, Bd. 4, Stuttgart 1978, S. 245-313. なお本稿では、以下、引用文中の()はすべて原文のまま、は引用文中の引用符「」の部分は引用者の補筆であり、引用文中の傍点は原文がゲシュヘルト(または、ごくまれにイタリックやゴチック)であることを示す。また、邦訳書があるばあいは該当ページ数を漢数字で併記するが、引用文は邦訳書に従っていないばあいがあがる。

(2) G. Hugo, *Lehrbuch des Naturrechts, als einer Philosophie des positiven Rechts, besonders des Privatrechts*, 4., sehr veränderte Ausg., Berlin 1819.

十九世紀ドイツの自然法論と「社会」の発見

十九世紀ドイツの自然法論と「社会」の発見

- (3) D. Klippel, a.a.O., S. 32, 44.
- (4) M. Stolleis, Geschichte des öffentlichen Rechts in Deutschland, Bd. 2, Staatsrechtslehre und Verwaltungswissenschaft 1800-1914, München 1992, S. 423f.
- (5) D. Klippel, a.a.O., S. 31f.; J. Schröder u. I. Plettemier, Naturrecht als Lehrfach an den deutschen Universitäten des 18. und 19. Jahrhunderts, in: Naturrecht – Spätaufklärung – Revolution, hrsg. v. O. Dann u. D. Klippel, Hamburg 1995, S. 255-269.
- (6) この点を歴史的文脈の中で浮き彫りにしたものととして、つぎを見よ。石部雅亮「啓蒙期自然法学から歴史法学へ――十八世紀ドイツの法学教育の改革との関連において」、『河内宏・他編』市民法学の歴史的・思想的展開』、信山社 二〇〇六年、所収。
- (7) I. Kant, Kritik der reinen Vernunft (1781/1787), A839, B867. 有福孝岳訳「純粹理性批判」、『カント全集6』、岩波書店 二〇〇六年、一一六―一七ページ。
- (8) I. Kant, Grundlegung zur Metaphysik der Sitten (1785), in: Philosophische Bibliothek, Bd. 41, hrsg. v. K. Vorländer, 3. Aufl., Leipzig 1906, S. 1-95, S. 53. 野田又未訳「人倫の形而上学の基礎づけ」、『世界の名著 32 カント』、中央公論社、一九七二年、二七四ページ。
- (9) 第三批判においても、カントの保持した見地は、「目的という概念を物自体の次元に持ち込むことを拒否して現象界に関する統制的原理に留めるという考え方」(佐藤康邦『カント』判断力批判』と現代 目的論の新たな可能性を求めて)、『岩波書店 二〇〇五年、四ページ)であった。
- (10) このちうな近代原理における形式性のドイツ的形成過程とその問題状況について、木村周市朗「近代原理の形式性とドイツ国家学の実質性」、『成城大学経済研究』、第一九〇号、二〇一〇年十一月、所収、を参照のこと。
- (11) A. Verdross, Abendländische Rechtsphilosophie, Ihre Grundlagen und Hauptprobleme in geschichtlicher Schau, Wien 1958.

bes. S. 168-174.

- (12) A. Verdross, Statisches und dynamisches Naturrecht, Freiburg 1971, S. 25-34. 原秀男・栗田陸雄訳『自然法』成文堂一九七四年、二三三頁以下。
- (13) A. Verdross, Die Erneuerung der materialen Rechtsphilosophie, in: Zeitschrift für schweizerisches Recht, N. F., Bd. 76, Basel 1957, I, Halbband, S. 181-213, S. 192.
- (14) 石部雅亮「現代法学の諸相」石部・笹倉秀夫『法の歴史と思想 法文化の根柢にあるもの』放送大学教育振興会、一九九五年、所収。および広渡清吾『法律からの自由と逃避 ウェイマル共和制下の私法学』、日本評論社、一九八六年、を見よ。
- (15) H. Ahrens, Recht und Rechtswissenschaft im Allgemeinen, Rechtsphilosophische Einleitung, in: Encyclopädie der Rechtswissenschaft in systematischer Bearbeitung, hrsg. v. F. von Holtzendorf, Leipzig 1870, S. 1-60.
- (16) E. v. Philippovich, Das Eindringen der sozialpolitischen Ideen in die Literatur, in: Die Entwicklung der deutschen Volkswirtschaftslehre im neunzehnten Jahrhundert, (Festschrift für Gustav Schmoller zum 70. Geburtstag), 2. Teil, Leipzig 1908, S. 1-51. あわせて、フィリポヴィクがアールンストとリーダーの基本思想を紹介したものとして、*『』*を見よ。E. v. Philippovich, Die Entwicklung der wirtschaftspolitischen Ideen im 19. Jahrhundert, Tübingen 1910, bes. S. 79-85. 本書をハインツが「おもしろいかわれの最もおもしろい田舎」に出版し、*『』* F. A. Hayek, art., Philippovich von Philippberg, in: Encyclopaedia of the Social Sciences, ed. by E. R. A. Seligman, New York, vol. 12, 1934, p. 116.
- (17) A. Amorn, Eugen von Philippovich († 4. Juni 1917), in: Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik, Bd. 109, 3, Folge, Bd. 54, Jena 1917, II, S. 158-163, S. 162. アルフレート・アモンのこの追悼文は、フィリポヴィクの学問、教育、政治の各分野での精力的で誠実な活動ぶりを伝えている。フィリポヴィクは「自由放任主義」と「マルクス主義的社会主義」十九世紀ドイツの自然法論と「社会」の発見

十九世紀ドイツの自然法論と「社会」の発見

義」とをも拒否し、「これら二つの、基本的なネガティブな理念と勢力に対抗して、ポジティブに建設し改善する包括的な社会改良」という現実政治的な思想を代表した。」(S. 159.) このようなフィリップovichの志向性について、ルートヴィヒ・ミーゼスは、人々の「孤立化」ではなく「結合」、すなわち「相互援助の原理、連帯性の原理」を重視したフィリップovichの見地に言及しつつ、「かれは社会改良の原理に科学的な根拠を与えようと努力した」と表現している°。L. Mises, Eugen von Philippovich, in: Neue Österreichische Biographie 1815-1918, 1. Abt., 3. Bd, Wien 1926, S. 53-62, S. 57, 60.

- (18) K. Milford, Art, Philippovich, in: Neue Deutsche Biographie, Bd. 20, Berlin 2001, S. 393f., S. 393. 一九一九年の社会政策学会レーゲンスブルク大会におけるミヒャエル・ハイニッシュ(ウィーン大学の同僚)によるフィリップovich追悼演説は、多くの弟子を育てた点にふれて、つぎの一節を含んでいる。「フィリップovichは、とりわけ、知識人の世界であらゆる問題の社会的側面に対する理解を喚起した点に於いて、多大の貢献をした°。」M. Hainisch, Erinnerung an Eugen von Philippovich, in: Schriften des Vereins für Sozialpolitik, Bd. 159, München u. Leipzig 1920, S. 25-29, S. 27.
- (19) 木村周市朗「ドイツ国家学と経済学 カール・ハインリッ・ラウの 官房学の再編成 を中心に」、『成城大学経済研究』第一八二号、二〇〇八年十一月、所収、を参照のこと°。
- (20) B. Hildebrand, Die Nationalökonomie der Gegenwart und Zukunft, 1. Bd., Frankfurt a. M. 1848, S. 3.
- (21) Vgl. E. Herzer, Der Naturrechtsphilosoph Heinrich Ahrens (1808-1874), Berlin 1993, S. 11ff.; E. M. Ureña, K. C. F. Krause, Philosoph, Freimaurer, Weltbürger, Eine Biographie, mit einem Vorwort von Rudolf Vierhaus, Stuttgart u. Bad Cammerstatt 1991, S. 601; E. R. Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789, Bd. II, 3. wesentlich überarbeitete Auflage, Stuttgart et al. 1988, S. 88.
- (22) H. Ahrens, Cours de droit naturel ou de philosophie du droit, fait d'après l'état actuel de cette science en Allemagne, Paris

1838.

- (23) H. Ahrens, Vorrede zur vierten Ausgabe, in: ders., Die Philosophie des Rechts und des Staates, Erster Theil: Die Rechtsphilosophie, oder das Naturrecht, auf philosophisch-anthropologischer Grundlage, Vierte, von dem Verfasser selbst besorgte und neu bearbeitete deutsche Ausgabe, Wien 1852, S.X Anm.
- (24) H. Ahrens, Das Naturrecht oder die Rechtsphilosophie nach dem gegenwärtigen Zustande dieser Wissenschaft in Deutschland, Nach der zweiten Ausgabe deutsch von Adolph Wink, Braunschweig 1846.
- (25) 西村稔『知の社会史 近代ドイツの法学と知識社会』木鐸社 一九八七年、一五〇—一五一ページを見よ。
- (26) F. Boese, Geschichte des Vereins für Sozialpolitik 1872-1932, Im Auftrage des Liquidationsausschusses, Berlin 1939, S. 12.
- (27) 学会創設の試みは、マンチエスター派からの「講壇社会主義者」への非難に対する反論の場として構想され、当初はヴァーグナーの主導で少数の同志的結合がめざされていたが、準備の過程で、リベラル派にも呼びかけて広範な人々からなる「社会問題」討議・啓蒙団体にすることを望んだシュモラーの路線が確定した（Vgl. F. Boese, a.a.O., S. 2-4. 田村信一『グスタフ・シュモラー研究』御茶の水書房 一九九三年 一八—二二ページ）。一八七三年十月十二・十三日にアイゼナハで開催された正式の学会設立大会の記録によれば、出席者は一〇五名、そのうち大学教授は十六名にとどまり、高級官僚十数名、出版・編集者十二名、各地の商業会議所代表、農場主、労働組合代表、工場主、市長などの自治体代表がそれぞれ四―五名、その他」という構成であった。このように多彩な顔ぶれに発足当初の学会の穏和な（微温的・和解的）な討議団体としての性格が表れている。Vgl. Verhandlungen des Vereins für Socialpolitik am 12. und 13. October 1873, Schriften des Vereins für Socialpolitik, Bd. 4, Leipzig 1874, S. 198-200.
- (28) 西村 前掲書 一五四—一五五—一六三ページ。キルケのヴァント批判（O. Gierke, Labands Staatsrecht und die deutsche Rechtswissenschaft, in: Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft im Deutschen Reich, 7. Jg., 4. 十九世紀ドイツの自然法論と「社会」の発見

十九世紀ドイツの自然法論と「社会」の発見

Heft, Leipzig 1883, S. 1-99.) トーニングの O・マイヤー批判 (E. Loening, Die konstruktive Methode auf dem Gebiete des Verwaltungsrechtes, in: a.a.O., 11. Jg., 2. Heft, 1887, S. 117-145.) が掲載されたのが、この右の『シヨモラー年報』であったことも頭懸られる。

(28) 西村 前掲書 一四九、一五二ページ。

(30) G. Schmoller, Ueber einige Grundfragen des Rechts und der Volkswirtschaft, Ein offenes Sendschreiben an Herrn Professor Dr. Heinrich von Treitschke, Jena 1875, S. 54f. この公開書状の内容とそれがシヨモラーの方法論的見地に与つて有つた意義については、これを参照せよ。中村真二『マックス・ウェーバー研究』未来社 一九七二年 二五〇—五二〇頁、同、増補版 一九九九年、四七—五二頁以下、田村、前掲書、第四章。

(31) これらについては、木村周市朗『ドイツ福祉国家思想史』未来社 二〇〇〇年 第九章を参照のこと。

(32) 木村、前掲書 四六—五二頁以下を参照。

(33) A. Wagner, Allgemeine oder theoretische Volkswirtschaftslehre, Mit Benutzung von Rau's Grundsätzen der Volkswirtschaftslehre, (Lehrbuch der politischen Oekonomie, von Karl Heinrich Rau, Vollständig neubearbeitet von A. Wagner und E. Nasse, 1. Bd.), Leipzig u. Heidelberg 1876, S. 242-244.

(34) R. Mohl, [Rezension] Cours de droit naturel ou de philosophie du droit, fait d'après l'état actuel de cette science en Allemagne, par H. Ahrens, Prof. à l'Université de Bruxelles, Paris, ch. Brockhaus et Avenarius, 1838-1839. XIII und 508S., in: Heidelberg Jahrbücher der Literatur, 33. Jg., 4. Heft, Heidelberg 1840, S. 481-501. この書誌の参照ページは、本文中に括弧に入れて記す。

(35) H. Ahrens, Cours de droit naturel ou de philosophie du droit, fait d'après l'état actuel de cette science en Allemagne, 2e édition revue et considérablement augmentée, Bruxelles 1844, p. I note; Ders., Das Naturrecht oder die Rechtsphilosophie

nach dem gegenwärtigen Zustande dieser Wissenschaft in Deutschland. Nach der zweiten Ausgabe deutsch von Adolph Wirk. Braunschweig 1846. S. IX Anm.

- (36) モールとアーレンスのあいだで交わされた書簡、とりわけ前者から後者に宛てたものの内容を知りたいところだが、二〇〇七年夏に、アーレンスにゆかりのあるブリュッセル、クラーン、ライプツィヒの各大学図書館、生誕地に近いヴォルフエンビュッテルの図書館、さらにはベルリンの国立図書館手稿部に照会したかぎりでは、いずれにおいても所蔵を確認するに叶ひできなかった。モールの遺稿類の主要部分の所在については、これを問う。E. Angermann, Robert von Mohl 1799-1875. Leben und Werk eines altliberalen Staatsgelehrten. Neuwied 1962. S. 451.

- (37) Nachlaß Mohl in der Handschriften-Abteilung der Universitätsbibliothek Tübingen, Md 613-28, Bl. 1 [Mohl über Ahrens].
チュービンゲン大学図書館所蔵の上記手稿群については、アーレンスのモール宛私信の一部に判読不能部分を念んではいるため、以下、本稿でのそれらの説出はなお暫定的なものにとり、これを付言しておきたい。

- (38) Lebens-Erinnerungen von Robert von Mohl 1799-1875, 2 Bde., Stuttgart u. Leipzig 1902, Bd. 2, S. 365.
(39) Ebenda, S. 367.
(40) Ebenda, S. 376-378.
(41) Ebenda, S. 368.
(42) Ebenda, S. 425.
(43) Ebenda, S. 408.
(44) Ebenda, S. 373-375.
(45) Nachlaß Mohl, Md 613-28, Bl. 2 [4. Januar 1840].
(46) [R. Mohl,] Die deutsche Universitäten, ihre gegenwärtigen Mißstände und deren Heilung, in: Deutsche Vierteljahrs Schrift.

十九世紀ドイツの自然法論と「社会」の発見

十九世紀ドイツの自然法論と「社会」の発展

2. Heft, Stuttgart u. Tübingen 1839, S. 1-37.
- (47) Nachlaß Mohl, Md 613-28, Bl. 3 [29. Mai 1840].
- (48) [R. Mohl,] Die Vergangenheit, Gegenwart und Zukunft der politischen Oekonomie, in: Deutsche Vierteljahrs Schrift, 3. Heft, 1840, S. 1-72.
- (49) Nachlaß Mohl, Md 613-28, Bl. 4 [15. Mai 1841].
- (50) Nachlaß Mohl, Md 613-28, Bl. 5 [29. Dezember 1842].
- (51) E. M. Ureña, a.a.O., S. 292; A. Zweig, art., Krause, Karl Christian Friedrich (1781-1832), in: Encyclopedia of philosophy, ed. by D. M. Borchert, Thomson Gale, 2nd ed., vol. 5, 2006, pp. 147-149.
- (52) Nachlaß Mohl, Md 613-28, Bl. 6 [8. Mai 1844].
- (53) Nachlaß Mohl, Md 613-28, Bl. 7 [2. Juni 1844].
- (54) Nachlaß Mohl, Md 613-28, Bl. 8.
- (55) Nachlaß Mohl, Md 613-28, Bl. 9 [17. September 1844].
- (56) E. Angermann, a.a.O., S. 64 Anm. ちなみに、モールがライヒ法務大臣の職にあつたのは、一八四八年八月九日から翌年五月十日までである。
- (57) じねんのせにじいでは、木村、前掲書、三三六、三三九ページを参照。
- (58) [R. Mohl,] Ueber die Errichtung staatswissenschaftlicher Fakultäten auf den deutschen Universitäten, in: Deutsche Vierteljahrs Schrift, 4. Heft, 1840, S. 237-257, hier S. 237, 248f. モールはその「この論説を一八六九年の論文集に収録した際、上記の六講座を一部差し替えて、政治経済学（財政学を含む）、ポリツマイ学、統計学、行政学の必置四講座と、産業技術学と農林経済学の二講座とすること」。
- R. v. Mohl, Ueber die Errichtung eigener staatswissenschaftlicher Fakultäten

十九世紀ドイツの憲法権威「社会」の発展

- (67) Vgl. E. Angermann, a.a.O., S. 75f.
- (68) R. Mohl, Die Staatswissenschaften und die Gesellschaftswissenschaften, in: ders., Die Geschichte und Literatur der Staatswissenschaften, In Monographien dargestellt, Bd. 1, Unveränderter Abdruck der 1855 erschienenen Ausgabe, Graz 1960, S. 67-110, S. 86.
- (69) モーリツの邦訳については「パリ」はブリュッセル「一八五一年」は一八五二年とよく見られる。
- (70) R. Mohl, Das Staatsrecht des Königreiches Württemberg, 1. Aufl., 1. Theil, Das Verfassungsrecht, Tübingen 1829 (XVI+693S.); R. v. Mohl, Das Staatsrecht des Königreiches Württemberg, 2. Aufl., 1. Bd., Das Verfassungsrecht, Tübingen 1840 (XXII+831 S.), S. 377-384.
- (71) R. Mohl, Die Enzyklopädieen und Systeme der Staatswissenschaften, in: ders., Die Geschichte und Literatur der Staatswissenschaften, Bd. 1, a.a.O., S. 111-164, S. 126.
- (72) R. Mohl, Grundzüge einer Geschichte des philosophischen Staatsrechtes, in: ders., Die Geschichte und Literatur der Staatswissenschaften, Bd. 1, a.a.O., S. 215-264. 「Jの権威の参照」については本文中に括弧に入れて記す。
- (73) W. Asmus, Art., Herbart, Johann Friedrich, in: Neue Deutsche Biographie, Bd. 8, Berlin 1969, S. 572-575, S. 574.
- (74) ヘルバルトが「学問の静穏な非政治性を要求する立場から」七教団による政府批判の異議を申し立てる側の中心人物であったことは「E. R. Huber, a.a.O., Bd. II, S. 100.
- (75) J. F. Herbart, Allgemeine praktische Philosophie (1808), in: Sämtliche Werke, hrsg. von G. Hartenstein, Bd. 8, Leipzig 1851, S. 127f.
- (76) Ebenda, S. 128f.
- (77) R. Mohl, Die Staatswissenschaften und die Gesellschaftswissenschaften, a.a.O., S. 84f.

- (78) J. F. Herbart, a.a.O., S. 129.
- (79) R. Mohl, Die Staatswissenschaften und die Gesellschaftswissenschaften, a.a.O., S. 85.
- (80) H. Ahrens, Art., Herbart (Johann Friedrich), in: Das Staats-Lexikon, Encyklopädie der sämtlichen Staatswissenschaften für alle Stände, hrsg. von K. v. Rotteck u. K. Welcker, 3., umgearbeitete, verbesserte u. vermehrte Aufl., hrsg. von K. Welcker, Bd. 7, Leipzig 1862, S. 684-694, S. 692.
- (81) Ebenda, S. 693.
- (82) Ebenda, S. 694.
- (83) Ebenda, S. 685.
- (84) R. Mohl, Die Encyklopädeen und Systeme der Staatswissenschaften, a.a.O., S. 157.
- (85) R. Mohl, Die Polizei-Wissenschaft nach den Grundsätzen des Rechtsstaates, Bd. 1, Tübingen 1832, S. 4.

(付記)

本稿は平成三三年度成城大学特別研究助成(研究課題「十九世紀ドイツ自然法論における人格と社会」)の交付による研究成果の一部である。

(二〇二二年十二月二日脱稿)